
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第27号平成24年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第27号歳出第3款民生費の質疑を続けます。
6番中山議員。

○6番（中山真一君） 簡単な事ですけども、ちょっとお尋ねをさせていただきます。
105ページ、常設保育所運営に要する経費及び、101ページ、へき地保育所運営に
要する経費に関連しまして質問させていただきます。

以前、私保育所の問題で、保育所の絵本のお話をさせていただいた事がございますが、
それは消耗品費で対応するという事でございましたけれども、その後、保育所の絵本の
購入というのは、毎年どのくらいあるものなのか教えていただきたい。そして、各保育
所とも、そういう絵本というのは充実されているのかどうか。絵本の使い方、その辺は
やはり保育所といえども、幼児教育の為に必要だと思しますので、その辺の運用の仕方
についてもお尋ねさせていただきます。

それから、これは保育所に限らずですけども、例えばストーブだとかボイラー、そ
ういう色々な機具があるかと思いますが、その辺に対して、定期的に分解清掃するとか、
そういう保守点検のマニュアルというのは、あるのかどうか。そして、それは実施され
ているのかどうか。その辺について、お尋ねをさせていただきたいと思います。特に絵

本の関係等につきましては、実践されています保育士の主幹の意見も聞きたいと思しますので、よろしくお願い致します。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（山口ひとみ君） 絵本の質問についてお答えいたします。絵本は各保育所、金額については様々ですが、毎月、又は定期的に購入しています。活用としては、午睡前とか、お帰りの前とか、動いた後のちょっと休憩等の時に、読み聞かせを行ったりしています。ストーブ等の定期点検ですが、ストーブは計画的に、分解清掃を行ったりして点検しています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 各保育所とも絵本は充実し、それなりの使い方をしているという答弁でございましたけれども、私、以前にも申し上げた事があるかと思いますが、幼児の居る所で、幼児が大きくなってきて、その家に絵本があるけれども、保育所等に寄与してもらったら如何かという話をさせていただいた事がございますが、そういう事というのは、各保育所ともされて来ているのかどうか。その辺につきましても、お尋ねをさせていただきます。

それからストーブ等、定期的にやっているという今の答弁でございましたけれども、これは保育所に限らず、例えば町内会館だとか、色んなところありますけれども、総体的に、町の管理しているところに対するマニュアルというものはあるのかどうか。その辺も、お尋ねさせていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（山口ひとみ君） 今、議員さんがおっしゃいましたように、各家庭に眠っている絵本とかの活用というか、寄附の事で、ちょっと記憶が定かではないですが、こちらから声を掛けた事もあったのではと思っているのですが、昨年も卒園していた、お子さんの家庭からとか、小学校に居る子供が大きくなりましたので、という家庭から頂いたりして、何箇所かの保育所では、そういうのを活用させていただいている事はあります。

もう一点、文化センターの図書館からも絵本を、30冊まではいかないですけども、借りまして、それを各保育所に、霧多布から散布に回したり、散布から茶内にと各保育所2つ半くらいに分かれて、回覧して活用させていただいてもおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 保育所に限らず、各地区の会館だとか、公の集会施設等を所管している総務課の方から、ストーブの関係で、お答えいたします。

大きい暖房設備と言われる例えば、漁村センターとか、コミュニティーセンター等につきましても、業者さんに委託いたしまして、保守点検、整備というのは毎年行っておりますが、いわゆる地区の会館の壁に付けているようなストーブにつきましても、保守点検のマニュアルはあるのかという事ですけれども、特にマニュアルは用意しておりません。

本来、1年に1回くらいずつ分解・整備をすれば良いのですけれども、実は、地区の会館等につきましても、行っていないというのが実態で、ただ、故障・不調の場合は、即対応しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今御答弁いただきましたが、念の為、お尋ねします。常設保育所1カ所、霧多布でもいいです。絵本というのは、何冊くらい常備あるのか。

例えば、茶内ですと園児何人に対して、絵本が何冊、図書館から回って行く以外の物で、どのくらいのものがあるのか。

それから、各保育所に、野外にある運動工具とありますね。この辺の保守点検というのは、どのようにされているのか。万が一、よく新聞等に出ていますけれども、その用具が古くなって怪我をさせたとかという事に対する、浜中町としてのケアは、どのようにされているのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、先程町の管理としてマニュアルはなく、故障した都度という事ですけれども、そういうものというのは、定期的に検査点検をする、そして分解し処理する事によって、長持ちするのではないかなと思うのですけれども、その点、故障したら直していくという事だけで良いのかどうか。その辺の、お考えもお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（山口ひとみ君） 保育所の児童数と絵本の数ですけれども、茶内保育所の場合は、現在40名ぐらいで、絵本の数は数えた事が無いのですが、何百冊もあります。

そして、各部屋にも年齢に合わせた絵本を置いて、子供が自ら取れるような環境になっていまして、霧多布も63名程いますが、絵本も本当に数えきれない程あります。へ

き地保育所も自由に取れる場所に絵本を置いて、いつでも子供が手に取って見られるような環境になっています。

運動遊具の管理ですが、保育所では2ヵ月に1回、または毎月保育所の内外、保育所の回り、それと遊具の点検を保育士自らが行っていきます。そこで異常が見られた場合に、業者さん等をお願いして、修繕していただいたり、危ない物は撤去していただいたりという形を取っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 大きい暖房機というものは、定期点検をしておりますけれども、小さい壁に据え付けているようなストーブ関係につきましては、議員おっしゃるとおり年に1回程度、例えば冬が来る前に分解・清掃点検する事が、長持ちにも繋がるのではないかという御意見ですけれども、確かに、そのとおりでございまして、今までやってきてなかった訳ですけれども、今後、ちょっと検討して行きたいなというふうに、ただ予算の関係もございますので、その辺も含めて、検討して行かなければならないと考えておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第4款、衛生費の質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 3点お願いしたいと思っております。131ページの最終処分場、管理運営に関する経費のところ、133ページの工事請負費6,037万5,000円について質問したいと思います。

これは、最終処分場から排出される浸出水の処理で下水道管に繋ぐものだというふうに理解しているのですが、今年中に実現できるものなのかどうか。

2点目ですけれども、処分場に投入している可燃物は殆ど根室の焼却場の方に運んでいると思うのですが、燃えないものについて、まだ利用していると思うのですが、この3年間では、年間何トンくらい投入されているのか。

それから今後、処分場がいっぱいになるまで、何トンほど投入できるものなのかという事で、1点目質問したいと思います。2点目ですが、137ページの衛生センターの改修工事費が2,488万5,000円と出ていますけれども、この工事の内容は、どうなっているのかという事で、説明願いたいと思っております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 最初に最終処分場にかかわるご質問にお答えをいたします。

この工事請負費につきましては、最終処分場の浸出水を衛生センターまで運んで、衛生センターの、し尿の希釈に使いたいということの為の工事でございます、本年度中に実施致しまして、25年4月1日には下水道の方へ繋ぎたいと思っております。

それから、処分場の年間の廃棄物の堆積量でございますけれども、概ね600立米前後というふうに捉えております。今後、どのくらい投入できるのかという事でございますけれども、今のところ浸出水といいますか、処理が十分でない為に、昨年も現場を見ていただいたとおり、水が溜まっている状況で、はっきりとした数字はまだ掴めない訳でございますけれども、今のところ後10年くらいは、何とか使えるのではないかと見えております。

それから、衛生センターの137ページですが、衛生センターの工事請負費の関係でございますけれども、この工事につきましては、衛生センターのし尿を液体とし渣、いわゆる紙等を分離して、その液体を最終処分場からの浸出水を希釈して、下水道に流す為の配管改修及び、不要なボイラー等の機器を撤去するものでございます。具体的に説明しづらいのですが、いわゆる前処理という、し尿を浄化するのでなくて前処理、先ほど言いましたように、し尿を液体とし渣に分離して、そのものを下水道に繋ぐ為の、ルート変更に伴う配管の変更、あるいはその為に邪魔になる機器の撤去、それらの工事でございます。

浄化槽で、受入槽あるいは貯留槽の上屋に設置されているボイラー及び、付属機器と不要な配管を撤去いたします。必要な部分の配管を改造し、既設浄化槽汚泥移送ポンプ、浄化槽汚泥投入ポンプの送水先を浄化槽汚泥貯留槽下水マンホールに変更という、これはルート変更ですね。それから既設浄化槽汚泥移送ポンプ、希釈水ポンプ浄化槽汚泥投入ポンプを、し尿移送ポンプとして再活用するという事で、既設の浄化槽で受入槽を希釈水貯留槽に、既設の浄化槽で、貯留槽を希釈槽として流用する為、衛生センター地下の配管を改造して、予備貯留槽の送水先を希釈槽に変更する。

それから、最終処分場からの希釈水送水流量計が、下水マンホールの送水流量計を新設します。それで、し尿投入流量計の取り付け位置を変更して更新する。一口で言ってもなかなか分かりづらいと思いますけれども、このような工事をする為のものでござい

ます。最初に言ったのが分かり易いという指摘がありましたので、もう一度、最初に言った事を申し上げますけれども、いわゆる衛生センターのし尿は、施設で浄化するのではなくて下水道に繋げたいと、その為には、し尿そのものを下水道に繋ぐ訳にはいかないので、最終処分場の浸出水を、そこまで運んできて希釈して、それを下水道に流す為の、配管改修等をするという事でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 色々と難しい事を言われたので、何処まで話が進んだのか分からなかったですね。

1点目の、最終処分場の改修工事の事について質問しましたところ、後ろの方の衛生センターの所でも連動している工事だということで解りました。それで、今年中に出来るという事ですけども、そうやって出来る事によって、分かりやすく言えば、今回の最終処分場管理運営に関する経費という所で13番の委託料、これらは来年度からは、事業費として無くなるというふうに見て良いのかなという事ですね。もうセンターの方で、それは処理出来るという事から、来年度の最終処分場の経費というのは、今回の経費と何処が残るのかという事を説明していただければ解るかなと思います。

それから、最終処分場の将来について、後どのくらい埋め立て出来るのかという事について聞きましたところ、1年間に600立方メートルかな。600立米というのでトン数にしてどのくらいになるのか、ちょっと解らないですけど、私考えた事は、今東北の瓦礫の処理で、とても向こうが困っているというのがありますよね。国でも全国で受入れてくれというのが、昨日あたり発信されたようですし、該当する町村でも大変困っているんで、何とか瓦礫の投入というお手伝い出来ないかなと。私も、あそこの現地に2度程行ってきましたけれども、瓦礫は1回目行った時には、ごっちゃになっていましたけれども、2回目に行った時には分別最中でした。土砂、コンクリート、コンクリートの塊の山、それから燃える物ですね。焼却して処分出来る物と、分かれて置くようになっていました。それから機械類、船、車の山とか、殆ど山田町でしたけれども、分別されている状態だったので、運んで来る気になったら運びやすいという事もあります。

ただ今日のテレビで、静岡県の町か市か忘れちゃったけれども、そこに5トン程、運ぶ約束があつて、そこは焼却炉で燃やすという話でしたけれども、試験的にセシウムが出るかどうかというのを調べて、それで納得してもらおうという事ですけども、ただ、そういう原発から離れていても、セシウムが心配だという事で、議会は了承したけれども、

町民が中々了承していないという事が報道されていましたがけれども、我が町でも、そういう手助けは出来ないのかなと、最終処分場が50万トンあるうちの5,000トンくらいでもお手伝い出来ればいいのかと、ちょっと考えたのですけれども、その辺はどう考えているのでしょうか。

それから、137ページのところですが、この浸出水の前処理について、私は前段の答弁で思った事は、最終処分場で管に通す前に、そこで処分すると。処理をして紙とか、そういう物を処理して流すのかなと思ったのですが、後半聞いたらセンターまで運んで、センターで処理をすると言うように聞こえたのですが、それでは、そこまでタンクを持って行って処理するのか、そうすると管を付ける必要が無くなるんですね。その辺のところを、もう少し分かり易く説明してもらいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 最初にこの工事をやる事によって、25年度の予算がどのようになるのかという、ご質問だったと思いますけれども、まず最終処分場の関係でございまして、今まで浸出水の浄化にかかわって使っておりました薬品代、これが無くなります。それから水道料も若干減りますし、電気料も安くなります。当然、燃料代等も安くなります。運転委託料ですけれども、まだ施設は残りますので、その管理運営は残って参りますが当然、金額は安くなると思います。トータルいたしまして概算で860万円程安くなるだろうと。

それと、これに絡みまして衛生センターの方でございまして、衛生センターの方も今まで、し尿を分離浄化するというか、それらの作業が無くなりますので、それらにかかわる薬品代、それから水道、電気料、運転委託料につきましても、今までの業務に比べると前処理だけという事で、相当業務内容が変わって参りますので、委託料も安くなり全部で大体2,300万円程度を見込んでおります。それで合計3,160万円程ということで見ておりますけれども、あと下水道料金は協議していないものですから、どの程度掛かるか分かりませんが、それが若干掛かっております。

ただ、今まで掛かっていた機械の修繕料、それらのものが逆に掛からなくなったというような事で、現在、削減効果は、そのように見込んでおります。それから、最終処分場の東北の瓦礫を受入れる事が出来ないかというご質問ですけれども、ただ今の、工事にもかかわる事でございまして、東北の瓦礫につきましても、可燃物については、照会がございましたけれども、不燃物についての照会は今の所ございません。

それで、受入がどうかという事でございますけれども、最終処分場の延命を図りたいということで、このような浸出水を下水道に繋いだりして、あるいは、ごみの分別を徹底する事によって、埋め立てるごみを減らす、そのような努力をしている最中でございますので、町の施設では今の所、受入られるような状況にはないのかなと思っております。

また、放射線汚染の問題もございます。例え運ばれて来る物が汚染されていない、あるいは基準値以下であったとしても、一次産業の町であります我が町にとって、風評被害等も懸念されますので、今の所、受入という事は考えておりません。衛生センターの最終処分場の浸出水を浄化する為の工事ではなくて、最終処分場の浸出水は、そのまま衛生センターまで運ぶ為の工事でございます。衛生センターにおいて、運ばれて来たし尿を水分とし渣、紙類等分離して、その分離したし尿に最終処分場の浸出水を、そのまま混ぜるという事で、最終処分場の浸出水を浄化する為のものではございません。そういう事で御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 2点程お願いいたします。

最初に123ページ、地域水道管理に要する経費の中で、姉別農業用水道管理委託料となっておりますけれども、姉別だけの水道管理なのか、他にまだあるのかをお聞きしたいと思います。

それと、111ページの備品購入費の中の、災害救助用備品購入というところでございますけれども、これは防災対策費の中に入るかと思っております。それから、一般質問で色々出てきておりましたけれども、他の課にも出てきておりますけれども、関連しているので内容を聞きたいと思っております。一般質問の答弁の中で、消耗品にはストーブ、それから発電機だとか、全体で430万円ほどの予算を組んでいるというようなお話を聞きましたけれども、それをその後、備品を避難所の所に装備するのか。また改めて聞きますけれども、例えば、水とか毛布とかとあると思っておりますけれども、そういう備蓄品を、どのくらい備蓄しているのか。まず聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 125ページの委託料でございますけれども、姉別地区のみの検針の委託料でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 111ページの災害救助用備品購入について、お答えいたします。災害救助用の備品購入費の他に、需用費の消耗品費の28万8,000円と医薬材料費の22万1,000円が、災害用に今回予算を計上させていただいております。

消耗品の内容でありますけれども、粉ミルク用の水や、乳児用の紙おむつ、介護の必要な方の大人用の紙おむつ等です。

あと、医薬材料費としましては、保健師が避難所を巡回して回りますので、その為の救急箱でありますとか、医薬品で20人用の救急箱セットで5個という事になっております。備品購入費ですけれども、災害支援の為の担架でありますかと、保健師だとか職員が持って歩きますメガホンだとか、今回その他、保健衛生に要する経費で予算計上をさせていただきましたのは、主に災害の救助用の物品でありますとか、福祉保健課で避難した方に緊急的に必要であると思われる物品について、予算を計上させていただいております。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 最初の水道は、姉別だけという事でしたけれども、他の所にはこの水道はみんな一つとなって、姉別だけやっているという事ですか。この制度は、他には無いという事ですか。姉別だけの水道だと思っておりますが、環境保全型かんがい排水事業で、水道は繋げるようになっていると思うのですが、その辺も、ちょっと聞きたいのですが、10数年前は、この浜中の水は酷かったという事ですけれども、雨水は凄くきれいだったという事で、管理しているという事ですけれども、今は何戸くらいでやっているのか。元は市街の方々も利用していたという事もあるのですが、何戸くらいでやっているか。この辺も聞きたいと思います。

それから、消耗品の備品の関係は分かりましたけれども、これは何処に備蓄したいのか、お聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 災害救助の為に福祉保健課が拠点としておりますのは老人福祉センターであります。老人福祉センターに職員も集合する事になりますので、老人福祉センターに備蓄したいと思っております。ただ紙おむつ各家庭で必要になるかと思われまますので防災担当の総務課と協議中であります。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長(酒井俊一君) 緑栄地区の10戸にかかる分でございます。以上です。

○議長(波岡玄智君) 菊地議員。

○4番(菊地哲夫君) 10戸だけだと思いますが、それは町の水道に繋がっているのは分かったのですけれども、町の水道というのは環境保全型かんがい排水事業であって、管で繋げると思うのですけれども、そこの方で利用出来ないかなと思うのですが、これは700万円という管理費が掛かっているのです、その辺どうなのかなと、地元の10戸でそれだけ掛かっているという事ですけれども、よく中身は分からないので、聞いてみたのですけれども、答弁をお願いいたします。

○議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

○建設水道課長(酒井俊一君) 配管は繋がっていますので、地域の方から要望があれば対応できる事になります。以上です。

○議長(波岡玄智君) 農林課長。

○農林課長(箱石憲博君) ただ今の姉別地域水道の関係でございますけれども、環境保全型かんがい排水事業でご案内のとおり整備しておりますけれども、あくまでも姉別の配水池、あそこに地域水道に繋がる管がありまして、実際には接続されています。バルブ操作で、地域水道の水に不足が生じた場合に、バルブを開いて水を供給すると。それ以外は、地域水道で全て賄っております。そういう事で御理解をいただきたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 特別許します。

菊地議員。

○4番(菊地哲夫君) それは分かるのですけれども、これだけの管理費が掛かるから、今、水の質というのは全部良くなったんですよ。だからそれを繋げると、これからの管理費は下がるのではないかなと思うのですよ。

だから、それを地域の人に言って出来ればそうなった方が、経費削減になると思うのですが。その辺どうなのか。お願いします。

○議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

○建設水道課長(酒井俊一君) 町としましては、その用意がありますけれども、緑栄地区の会長さんは、まだまだ使いたいと言っているのです、そういう事にしております。

以上です。

○議長(波岡玄智君) 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 113ページの狂犬病予防用備品購入、これはどういうものなのか。御説明願います。

それから、127ページの放射線量測定機器の購入57万円、これは確か、飲料水だとか、牛乳だとかの放射性物質の測定値、これが大きく変わっているということが起きてきているので、飲料水、乳児用の食品、牛乳あるいは肉だとか魚だとか卵だとか、その他一般食ですね。これが大きく変わっているという状況の中で、これは非常に大切だと思いますけれども、放射能機能検査の測定器というのは、ピンからキリまであるようですね。高いのは何百万円もする。どういう目的で何処において、どういうふうにするのかという事を分かれば教えていただきたい。

それから、133ページの最終処分場改修工事については、10番議員から色々お話をされて質問があったのですが、大体の状況は、今のお話の中で呑み込めたのですが、要するに最終処分場の最後の処理水、これは検査をして一応クリアーしたという事で、衛生センターの希釈水に使えるという判断をされたと思うのですが、検査結果が分かれば、お知らせ願いたいと思います。特に、重金属類の検査の結果がどうだったという事が知りたい訳であります。

それから137ページの所ですが、衛生センターの希釈水を持って来て、それから衛生センターで糞尿の分離をして、下水道に流すという事が、さっきの説明で言われました。この前処置が必要な訳が分からないのですけれども、今の状態では、幾ら希釈しても、処理をして下水道に繋がらなければ、用を達しないという事なのかどうか。その当たりが良く分からないのですが、前措置が必要な訳について、お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 狂犬病予防に要する経費の備品購入でございますけれども、これはドックホルダーという物の購入でございますして、予防注射の接種時に、ここ2年ほど獣医さんが犬に噛まれるという事件が発生いたしまして、この度、獣医師会の方からも強い要望がございました。接種時に暴れるような犬を何とかして欲しいと。

その為には、U字型の犬を挟み込んで、犬の動きを制御するというような物でございますけれども、そのような要望がございましたので、この度、予算要求させていただいたものでございます。

それから放射線測定器でございます。確かに、ピンからキリまであります。購入しよ

うとしておりますのは、予算は57万円見ておりますけれども、空気中の放射線を測定する物でございます。漂着物に対しての放射線量の測定は基より、町内の何ヵ所かの通常時の放射線を、それを年何回か測定しまして、異常時といいますか、何か発生した時の為の、比較するデータとして取っておきたいという事で、この度予算要求させていただいたものでございます。

それから、最終処分場の水質検査につきましては、毎年行っております。それで毎年結果につきましては、町の広報でお知らせしておりますけれども、全て基準値をクリアしているということでございます。

それから、重金属に関しましても、検査結果としては測定出ておりません。それから衛生センターのし尿を、何故そのまま下水道に繋ぐ事が出来ないかという事でございますけれども、し尿につきましては、色々なものが混ざって運ばれてくる訳でございます。下水道と違い便槽に入っている、衛生用品だとか、そのような色んなものが混ざって参りますので、そのまま下水道に流すという訳にはいきませんので、衛生センターで前処理いわゆる、し尿等そういう紙等の混ざっているものを分けるという、そういう作業が必要になっている訳でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） ドックホルダーという事で、これは獣医師会から要請があつて、私も要請に行ったのですが、予算を付けていただいてありがとうございます。

次の、放射線量の測定器ですが、これは極めて曖昧な部分があると思うのですが、空気中の放射線を測定するものだという事で、これはヨウ素だとかセシウムだとか、色々測定放射線あるのですが、これは何を重点にしてセシウムなのか、あるいはヨウ素なのか、その点はどうでしょうか。他の比較するデータとして、という事でありましてけれども、今はやっぱり放射線の問題という事が、非常に色々な問題が起きているという状況があるのです。各自治体で、食品に対するやっぱり不安がある。今原発事故で起きている現象というのは、空気中だけではなくて、海水も危ないんだということが、盛んに言われているのです。

例えば、魚介類もこの測定をせざるを得ないような事態が生じてくるのではないかと。今すぐという事ではないかも知れませんが、そういう事態も想定するという事になりますと、当然、安全な食品を提供するという事になれば、この測定器というのは、精度の高いものでなくては行けないと思うのですが、特に、これだけ食べ物の安

全基準値が下がってきているという状況の中でも、尚更、ちゃんとした測定が出来るものではなくてはならないと思うのです。釧路・帯広でも570～80万円の機器を入ると。一定の空気が流動しないような所で使うと、これは食品の場合ですけれども。これは今お聞きすると空気中の放射線を押さえると理解しますけれども、新たな基準値以下を検出できるような器具でないと、用を足さないと思うのですけれども、その辺りは、どういうふうを考えておられるのか、お聞きしたい。

あまり時間を掛けないで測定する事が大切だろうし、測定する場合の技師ですね、必要なのかと。そんな事やっていたら大変なので技師の資格が無くても、検査出来るという事が多分行われているんじゃないかと思うのですけれども、そういう点について分かればお答え願いたいと思います。

それから、最終処分場の関係ですけれども、値はクリアーしていると、重金属も問題ないと言う事なので、最終処分場については、毎年この最終処分水は検査されているという前提だと思うのですが、これからも、それを続けて問題がなければ、衛生センターの方に供給するという事で宜しいのかということ。

それから衛生センターでは、現在、家庭用も持っていき、それを最終処理場に持って行くという形になっているかと思うのですが、その場合は、分離は必要ないと。それとも別なところに置いて、処分しているという事になりますか。衛生センターで処分して最後どうするのですか。処分するのに。まだ残っている訳でしょ。菌だとか何かを入れて発酵させてという事になるのでしょうかけれども、その水を何処かに持って行くと、処分水を持っていくという形にはなっていないんですか。その辺が、ちょっと良く分からないですね。そうであれば分離の必要はなくて、下水道に繋げれるんじゃないかと思うのですが、最終処分場の値は、処理水がクリアすれば出来るんじゃないかと思うのですが、衛生センターの処分水が、どういうふうになっているんですか。

○議長（波岡玄智君） 質問の内容分かりましたか。

町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 最初に放射線の測定の関係でございましてけれども、今購入しようとしておりますのは、漂着物を注視した物の放射線量の測定という事でございまして。それと空気中の放射線量の測定という事で、それと合わせまして、各町内会の空気中の放射線量も計りたいという事でありまして。購入しようとしている機械は、ヨウ素を測定するという事になっております。

それと、衛生センターの現在のし尿の最終的な浄化した後の処分水は、現在は河川の方に流しております。それを衛生センターで処理をしないで、下水道へ繋ぎたいという事で、その為には、し尿に混ざっている異物、紙や衛生用品だとかありますので、それらを撤去する為に、前処理というその部分だけ衛生センターでして、その残ったし尿を最終処分場から運んできます。浸出水で希釈して下水道へ流すというような事でございます。この後は衛生センターから、最終的な処分水は全く出ないという事になります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 大体、呑み込めました。さっき聞いたのは、そうやればセンターでやる事が少なくなると、経費の削減だと言う事ですね。そうであれば、どのくらい削減になるかというのは、さっきのお話の中で答弁済ですから。いずれにしても、その問題については、大体呑み込めました。

放射線量の測定器具の問題では、ヨウ素を測定するという事になっているようですが、ヨウ素に換算して測定という意味なのは、ヨウ素そのもの自体は、8日間で半減期を迎えるという事になる訳ですね。そうしますと、どういう事かなと。今、やっぱりセシウムの問題やストロンチウムの問題だとか出ている訳ですよ。そういう点では、ちょっと良く理解できないのですけれども、それで良いのかなと。

それともう1つは、将来的にと言ったらおかしいですけど、もうちょっと今の状況にあった測定器を買おうと、あるいは備えるというような考え方はないのかどうか。特に、私は給食センターなんかでは、あるいは魚市場なんかで漁組に、そういう機械を置いて大丈夫だよと。浜中の食べ物は大丈夫だよ、という事が出来るかどうかという事です。

そういう点では、私は早急にその事を備え、JAでも備えて貸し与えるという事が出来るかどうかという事を、最後に聞きたかった。それはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 申し訳ありません。詳しい事は承知しておりませんので、空気中の放射線量の測定という事で、この度、予算要求をさせていただいておまして、何を計るだというような事は、調べておりませんでした。

ただ言える事は、毎日新聞に出ておりますけれども、全国の空気中の放射線量測定数値出ておりますけれども、それが北海道でいけば、釧路市で計っておりますけれども、その北海道で使用している機械と同じ物で、購入させていただきたいという事でござい

ます。この機械につきましては、勿論毎日使う訳でございませんので、町民の方の希望があれば、いつでも貸し出したいと思っております。訂正させていただきます。先ほどヨウ素と言いましたけれども、セシウムの誤りです。申し訳ございません。

○議長（波岡玄智君） 宜しいですか。答弁を希望される方どうぞ。

もう少しはっきり、きちんと答弁してください。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 議員先程、食品と水産物というお話をされました。水産物につきましては、以前の一般質問でもお答えをしていると思うのですが、国及び道において、関係機関が水産物の調査、検査やっております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） この程度の値段の器具で用は足りますかという事です。

その辺をどうぞ。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 色々、質問と答弁と繰り返していますが、竹内議員さんの質問にあります測定器、これは環境を測定する機械です。

ですから、食品については、食品と空気が触れた場合の付着物は検査できます。中身までは出来ません。竹内議員さんがおっしゃっている食品の基準を調べるとすれば、おそらく、これの数倍する機械を設置しなければ、測定不可能です。漁業もそうですし、農業関係もそうですけれども、それぞれ関係機関で取りあえず検査をしておりますので、今市場に出ている食品については、全て基準をクリアーしたもので、そのように理解をしているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 1点お願いします。

129ページの、その他清掃に要する経費で印刷製本費、ごみ証紙ですかね。この印刷代275万8,000円、それと関連する収入証紙売捌手数料64万9,000円、この2つの数字はやはり、ごみの分別が進むと増えて来るんだろうなと思いますけれども、分別が始まって相当年月が経ちますので、そろそろ飽和状態でもあるのかなという事で、この数字の推移を分かれば教えていただきたいと思います。増えているのか、減っているのか、横ばいなのかという事も含めてです。それと分別状況ですね。関連して、ごみの不法投棄も聞いておきたいと思いますけれども、今は根雪になっているので、分

かりづらいと思いますけれども、雪が降る前に、ごみの不法投棄の状況は、どういうふうになっていたのか。分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 最初に、収入証紙の関係のご質問にお答えいたします。

収入証紙の年間の売り払い状況でございますけれども、燃えるごみ20リットルで、大体ここ3年、4万9,000枚台で推移しております。燃えるごみの40リットルでいけば、それもここ3年で9万3,000～9万6,000枚、燃えないごみ20リットルが、これは20年度7,000枚ほど、21年も7,000枚ほどですけれども、22年は若干減って5,000枚程となっております。燃えないごみの40リットルが大体4,000～5,000枚、それから粗大ごみの処理件が500～600枚そのような数字であります。

ごみの不法投棄にかかわる御質問でございますが、23年度におきましては、今のところ7件、192キロという事で、22年度におきましては12件の1,247キロ、大幅に減っている状況でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今の課長の答弁ですと、燃えるごみは概ね横ばいと、それで燃えないごみの20リットルが減ったと。減ったということは、これはどうでしょうか。不法投棄が増えたという事に繋がるかも分かりませんが、その辺の認識はどうでしょうか。

それで不法投棄が、7件で減ったという事ですよね。昨年地デジ化でテレビの不法投棄による問題がありましたけれども、その年に減ったというのが、ちょっと分からないけれども、どういうふうに捉えているのか、お願いしたいと思います。

それと、この不法投棄の問題は通報ですよ。町民からの通報なのか、町外からの通報なのか。その事も合わせて分かれば教えていただきたいと思います。

ついでに質問させていただければ、この収入証紙というネーミングですよ。証紙というのは、もう時代に合っていないのですけれども、証紙というのは貼るものですから。ところが今は貼るものではないので、この辺は、どうでもよいと言えば、どうでもよいのでしょうか。ついでにこの収入証紙というネーミングがあるから、印刷製本費となっておる訳でありますか。どういう風にとらえているにか念のために聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 収入証紙のネーミングでございますけれども、今まで過去ずっと収入証紙という言い方をしておりましたので、そのまま踏襲して参りましたけれども、この印刷製本費の中に入るといのは、ごみ袋に印刷をするという意味で、そこに入っているという事で御理解いただきたいと思ひます。

ただ、このネーミングにつきましては、検討させていただきたいと思ひます。それと収入証紙にかかわって、燃えないごみの袋が減ってきているという事でございますけれども、私なりに感じている事は、最終処分場へ直接搬入していただく方が、増えてきているようでございます。その関係もあるのかなと思ひます。

それから、不法投棄の関係でございますけれども、確かに一番が通報ですけれども、定期ではないですけれども、外に出る時に注意して見て歩くようにしております。昨年テレビが地デジ化になったという事で、私も、その辺、興味深く内容を見させていただいたのですけれども、23年度におけるテレビの、いわゆる不法投棄と言われるものは、今のところ1台しか記録されていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 125ページの、かんがい排水事業用水施設維持管理に要する経費の中で、備品購入費でポンプを購入すると、ちょっと聞き洩らしたのですけれども、何用のポンプだったか、その辺、もう一度説明をお願いしたいと思ひます。そのかん排施設での備品ですけれども、新たに設置しようとするものなのか、それとも交換するという形での購入なのか。その辺について伺っておきたいと思ひます。

合わせて、かんがい排水事業も終結をした訳でございますけれども、あそこで井戸から取水している水と、既存の施設からの三郎川からの水道水、それぞれ浜中町全地域に送水している訳ですけれども、これの割合は、現在どのようになっているのか。井戸から取水する水と三郎川の水の割合がどのような形で供給されているのか。これから融雪期に入りまして、川の水が汚れて来る訳ですけれども、それらの中で井戸だけでも供給で、対応できるのかどうか。その辺の事について、ちょっとこの機会に伺っておきたいと思ひます。

それから、129ページのごみ減量化対策に要する経費の中の委託料、資源物再商品化委託料7万5,000円とありますけれども、この内容について、ご説明をいただき

たいと思います。

それから131ページ、じん芥処理に要する経費13節委託料、清掃事業委託料8,200万円余りの予算が計上されております。昨年より大幅に、昨年度12月に補正はしておりますけれども、それを更に上回る金額が計上されているのですけれども、過去を振り返ってみますと、年々これは増加している訳ですよ。この委託料の増加した要因と申しますか、それと清掃委託料の委託業者との、いわゆるどういう形での委託と申しますか、委託契約になっているのか、ごみの量で計算されていくのか。

それから、その委託業者の選定ですけれども、これは、それぞれ限られた業者になるんだろうと思いますけれども、見積もり合わせ等がされて、多分これは随契だと思っておりますよ。その辺の委託の経過について、ご説明をいただきたいと思っております。

以上、お願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） まずポンプの名称でございますけれども、曝気原水ポンプです。新規ではなくて更新でございます。

それと、川と井戸の割合でございますけれども、川が6、井戸は4です。それと、これからの融雪時期に、井戸だけで対応できるのかという事だと思っておりますけれども、現在の状況では、ちょっと難しいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 資源物の再商品化委託料の関係でございますけれども、これにつきましては、リサイクル協会に処理・委託する分と言うことで、主に割れた瓶類を処理していただいております。これにつきましては、有償で引き取っていただいているということでございます。

これに対しまして後ほど、歳入の方でも出てきますけれども、リサイクル合理化拠出金市町村配分金ということで、後ほどそういうものが拠出されるようになっております。それからじん芥清掃委託料の関係でございます。この増という事でございますけれども、じん芥清掃委託料の中には、清掃事業委託料という事で、ごみの収集にかかわる委託料、それが4,634万円ほど。根室市へ委託しております可燃ごみの焼却委託料、これが3,570万円となっております。最初に清掃事業、ごみの収集事業にかかわっての委託料の関係でございますけれども、これにつきましては、この算定に当たりまして人件費、あるいは車の保険料だとか燃料費、いわゆる収集車両等の維持管理に関するものと、

事務管理費に関するものという事で、細かく分類して毎年計算して、その積上げたもので委託契約をしている訳でございますけれども、本年度、前年に比べまして約100数万円増えております。

この内容につきましては、ごみの収集に当たりまして、生ごみの収集ということで、23年度当初から試験的に行っている部分がございます。それとまた、根室に運ぶ可燃物の量が増えてきているという事で、それにかかる燃料この辺が増えてきている事での増となっております。

それから、この委託先につきましては、この事業始まって以来、ずっと1社で契約しているという事でございますけれども、見積もり合わせという事ではなくて、1社による随契でやらせていただいております。

それから、もう一つの方の、可燃ごみの関係でございます。可燃ごみの処理につきましては、平成21年度から根室市の焼却場へ委託している訳でございますが、年間の可燃ごみの搬入量は、ここ数年1,500トン前後で推移しております。

当初、根室市へ委託する時には、ごみ質調査というものを実施いたしまして、結果として可燃ごみの内65%ほどが水分であるという事から、収集されたごみを一旦、浜中町の埋め立て場で一時保管をして水切りを行い、そうする事によって水分を減らして、根室市へ運ぶという事で約1,000トンでスタートしたものでございますけれども、その後、北海道の方から収集で集められたごみを、一旦、浜中町の埋め立て場に開け、積み替える事は適正な処理ではないと言うような指導が入りまして、根室市へそのまま運搬することになったという事と、また直搬入されるごみの中には、プラスチック類等が多く混ざっておりまして、従前は埋め立て処理していたものを、なるべく処分場の延命を図るという事で、それらのものを破碎して可燃ごみとして、根室市へ運んでいるというような状況から量が増えて来まして、昨年11月現在で、約170トンほどの一時保管している分があるという事で、これを25年度に全部処理してしまいたいと言う事から、この度、昨年度より200トンほど増やして、予算計上させていただいております。

以上であります。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 水道の関係ですけれども、曝気原水ポンプ更新だという答弁だったかと思っておりますけれども、どのような物かはよく理解はできないのですけれども、こ

これは何年目での更新ということですか。随分早いような気がするものですから、その辺について説明をいただきたいなと思います。

それと井戸水と川の割合が40対60という事ですけれども、最高限度、これはどの程度まで井戸水から取水可能なのか。その辺の事が分かれば、例えば、これが井戸から60で、川から40という事が、緊急時の場合といたしますか、そういった事が可能なのかどうかについて、お知らせいただきたいと思います。

それから、じん芥処理に関してですけれども、予算計上額が増えた理由については、大体理解ができたところでございます。そうしますと、最終処分場で破碎をして、可燃ごみに回すものが、今現在もストックされていると、それを全て処理したいので予算を増やしたという理解をしているのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

それと業者に、ごみの収集を委託している訳ですけれども、この辺、車両ですとか燃料というのは、これは業者持ちですか。その辺がよく分からないんですよ。業者持ちのもあれば、町有車両もあるという事なのか。それと、ずっと同じ業者に随意契約でやっているという事は、ちょっと中身的に透明性に欠けるのかなという気がするのです。その収集単価の算出根拠というのは何処にあるのか。その辺が、ちょっと見えにくいところかなと思いますので、もう少しその辺について、ちゃんとした計算方式に基づいて、やっているんだろうと思いますけれども、その辺が説明できれば、お願いしたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） ポンプの年数でございますけれども、建物自体が平成17年の建築で、その当初から付いているものでございますので、7年経過という事になります。それが、早過ぎるのではないかという事でございますけれども、水の中に入っているものでございますので、通常のものよりは、かなり傷みが早いと、そういう類の対応年数は、ほぼ5年から7年と考えられておまして、ただ最終的には、寿命は時間で言うものですから、概ね5年から7年という事で妥当かなと考えております。

それと、先ほども申し上げましたけれども、井戸だけでは100%対応できないという事になりますので、井戸の水を使いながら川の水で補完といたしますか、そういう事でバランスを取って供給する事になると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 可燃物の根室市へ委託する量の増加の関係につきましては、

議員さんおっしゃるとおりでございます。ごみの収集にかかわる委託料の関係でございますが、毎年従業員の人件費、それから車両にかかわっての維持管理費、例えば任意保険料、それから軽微な修繕料、それから燃料費その他を含めて計算して、委託料としております。車両に関わる自賠責及び車検に要する費用につきましては、この委託料とは別になっております。車両につきましては、町の車両を提供しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 水道の関係については理解をしました。それから、じん芥処理に関する事ですけれども、いまいち分かりづらい答弁だなという気がするのですけれども、車両については町有車両を提供して、その維持管理については、自賠責ほか保険を除く、全ては業者負担という事ですね。そういう理解でよろしいのか。

それから燃料費、人件費を計算して委託契約を結ぶという事ですけれども、例えば、ごみの料だとか、あるいはそれに掛かる時間、そういった何か算出根拠というのがあって、それに基づいて単価を掛けて計算をして出すというような事ではないのかどうか。いまいち、契約の内容が明らかでないのですけれども、その辺について、もう少し詳しく分かるように説明できませんか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 最初に、ごみの量での委託料の算出という事はしてございません。ごみの量にかかわらず、一定コース回らなければならないという事でございますので、まず先ほど申し上げましたように人件費、それから車両の維持管理に関する事も、業者が負担という事ではなくて、委託料の中に含めておりますけれども、この範囲の中でやりなさいと、後は企業努力でという事になろうかと思えます。

それで、燃料費の計算につきましても、毎年の車の走行距離数を見まして、それに合った燃料代、それらを1台1台計算しております。それから人件費につきましても、1人1人の人件費を計算した上で、委託料の基礎としております。

あと、毎年毎年若干ずつ上がってきているという事で、実は24年度におきまして、し尿の収集の関係もございまして、それらも含めて、一度25年度の委託にあたって近隣町村の状況を聞きながら、検討してみたいなという事で、進めている所でございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 昨日、私、議会ルールを逸脱しましたことを、まずお詫び申し上げます。改めまして質問しますけれども、まず127ページ、環境政策に要する経費の委託料、霧多布湿原エゾシカ対策事業調査委託料400万円で、昨年度は430万円、これは3ヵ年計画で、今年度で多分終了するのかなという認識ですけれども、まず、この計上されている予算が、この額面どおりエゾシカ対策事業の調査のみに使用されているものなのかどうか。それと、その委託先ですね。それで去年の3月の議会だよりも載っていましたけれども、柵を張って食害の調査を実施するというような内容が載っていましたけれども、今年度、例えば400万円を掛けて調査をするという事ですけれども、調査結果というのは、食害はあるという結論は多分出ているんだと思うのです。その対策費としてなら、まだ分からない事はないのですけれども、果たして毎年度400万円ずつ掛けたその調査結果を、どのような形で活かそうとしているのか。まずこの1点です。

それと121ページ、基金積立金これ額面どおり、医師処遇改善準備基金積立金とありますけれども、毎年150万円ですか、これは具体的に何を目的で積立てる基金なのか。そして現在、ここの残高はいくらになっているのか。

それと123ページ、地域水道管理ですけれども、先ほど菊地議員からのご質問で、ちょっと理解が出来なかったので、再度お聞きしますけれども、先ほどバルブを切り替えれば、即使用可能な状態になっているというお話でしたけれども、それをやる事によって、この702万2,000円というものが、単純に経費削減になるのかどうか。何故地域にお話は行っているけれども、地元では、まだこのまま使いたいという内容なのか。例えば水質に問題があるのか。水が美味しくないとかという事で、こういう話になっているのか。その3点をお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 127ページの、エゾシカ対策事業調査委託料にかかわってのご質問にお答えいたします。この調査につきましては、最近エゾ鹿が霧多布湿原に多数入り込んでいるという事から、湿原環境へ、特に植物ですけれども、どのような影響をもたらしているか、それらを調査し、課題の対応策を検討する為のデータを得ることを目的として、3年計画でしているものでございます。議員さんおっしゃるとおり2年間の調査でエゾ鹿が、エゾカンゾウの花を食べている事がはっきりいたしました。

更に、囲う事で保護されるという事が分かっております。今年度は、今までしており

ませんでした、花の開花時期に、花の所を他の動物への影響等を考慮しながら電気柵でちょっと囲ってみたいなど思っております。それで、どの様に生かすのかという事でございますけれども、この結果を基に、地域の町民の方々、あるいは関係機関の方々、お集まりいただきまして、この調査を基に、今後どのような方策を立てていったら良いのか検討して参りたいという事での調査でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 診療所の医師処遇改善準備基金の関係での、ご質問にお答えさせていただきます。まず基金の残高でございますが、4,027万5,000円という残高になっております。

それと、この基金の目的ですが第1条に、医療の確保を図る目的を持って、診療所の医師及び医師の処遇の改善に充てるという目的を持っております。従来は、医師が退職するときの報奨金、それと医師が長期病気で入院した場合に、代替の医師にかかわる費用、それと診療委託経営によって収入が減った分の補てん等を、今までさせていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） エゾシカ調査の委託先でございますけれども、野生生物研究所というところに委託しております。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 先ほど、菊地議員さんに委託料について、姉別のみと答弁したのは125ページの委託料、上段の方の委託料42万8,000円についての部分でございます。議員のおっしゃられました702万2,000円については、姉別以外の農業用水地域等も入っておりますし、先ほどと繰り返しになりますけれども、地域の要望もありますし、その施設もまだしっかりしておりますので、これからも使う予定でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） エゾ鹿ですけれども、はっきり言って、その400万円の使い道が見えません。果たして、柵で囲って何箇所か調査をしているというお話ですけれども、実際に、その柵を設置するのに、これだけの区域、その調査をするのに今年度もまた更に400万円が必要なのか。その点まず、先ほどの答弁では、もう食害は分かっているという結論でありますよね。更に、その上に何を調査なさるのか。まず、その1

点を確認させていただきます。

それと121ページ基金積立、条例によりますと、委託医師及び嘱託医師の処遇改善の財源という事でご説明いただきました。それで医師が仮に病気になってしまったと、どうしても入院しなくてはならないという場合の、代替の医師を確保する為に、この基金を利用するという答弁で間違いはないですか。

後は、退職医療慰労金の充当にも充てるという事で、その医師が例えば、委託医師及び嘱託医師もそうですよね。残念ながら2ヶ月間くらい離脱しなければいけないとなった時に、その間にはこの基金から別な医師、例えば、ここで言えば北大になるのでしょうか。北大から新たに派遣してもらおう為に、発生する費用というふうに考えてよろしいですか。まずそれを確認しておきます。それと残高が4,027万5,000円という事で間違いありませんか。

さっきの水道ですけれども、再度確認をします。それは先ほどの答弁で125ページの委託料の42万8,000円に対する回答ということによろしいですか。姉別に関する内容ということは、単純にバルブを切り替える事によって、42万8,000円ですよというふうに捉えてよろしいですか。そんな単純なものでもないでしょうか。その辺、もう一度教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） エゾシカ調査にかかわってのご質問にお答えいたします。

まず、400万円の関係でございますけれども、先程申し上げましたように、野生生物総合研究所と、先ほど間違いました、札幌市にあります野生生物総合研究所というところに依頼しております。それで、この300万円の内の殆どが人件費、あるいはこちらに来て調査する為の旅費等でございます。新たに物を買って、どうのというものではございません。

それから今回の調査は、3年計画でスタートしておりますけれども、単年度の調査で終わらせますと、その年だけの現状を捉える事になりますので、経年での調査が必要だという事になりますので、やはり花の咲く状況だとか、鹿がどのような所を通過して、どうするのかとか、そういうものは単年度の調査では十分な目的感は得られないという事で、3年での経年による調査とする事にしたものでございます。御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） この地域水道管理に要する経費については、農業用水

地域と姉別地域の両方を含んでおりますので、先ほどの42万8,000円は、あくまで姉別地域の検針委託料と、その施設の周りの草刈りとか、そういうものにかかわるものでございますけれども、全体で123ページの賃金とか需要費とかありますけれども、この中にも、姉別に掛かる分も入っておりますので、単純に42万8,000円のものではございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 医師処遇改善基金の関係についてですけれども、金額については4,027万5,000円、医師が長期病気等で診療にあたれない時は、北大には限らない訳ですけれども、まず医師を探して、探した上で診療にあたってもらうという形になると思います。

全体的に、一般会計の一般財源そのもので対応できるものであれば、一般財源で対応しますが、その不足分または全額を、この基金から基金を取り崩して、その分に充当させていただくという考え方でおります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 水道に関しては、もう少し勉強しないと、今ここの答弁では呑み込めませんので、再質問はいたしません。

エゾ鹿の野生生物総合研究所への依頼で、その殆どが人件費に充てられるということであります。単年度1年2年が経っていますけれども今年で3年目。3年やると、およそ統計的な事が分かるだろうという御答弁でありますけれども、これは、あくまでエゾ鹿の食害限定で考えてよろしいですね。

それと、先ほど質問していますけれども、この調査結果を踏まえて、どのような目的で調査をしているのかという事が見えてきません。例えば、食害汚染の為に、柵を巡らせるんだと。鹿を減らさなければ駄目だという対応の問題は、これからだ思うのですけれども、そこら辺まで見据えていないと、この調査の結果というのは多分生きてこないだと思うのです。それは全く考えていないとは思いますが、それを今後、どういう対策で生かしていく考えなのかを最後に聞いておきます。

基金ですけれども、先ほど過去にも代替医師で、基金を使った事がある様な答弁があったような記憶もあるのですけれども、あったのでしょうか。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 平成2年だったと思います。道下先生が大きな病気で

手術された時に、北大から派遣いただいた医師の診療の賃金と言いますか、人件費に充てさせていただいたという経緯がございます。医師の減収分、それと派遣頂いた医師の経費合わせて450万円の基金を取り崩しております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 今回の調査につきましては、エゾ鹿に対する食害調査ということでございます。

それから、この調査につきましては、エゾ鹿の行動調査、先ほど申し上げましたけれども湿原環境、特にエゾカンゾウ科の植物へ、どのような影響をもたらしているかということ調査する為に、お願いしている事ございまして、年何回かちょっと把握しておりませんが、何回か現地へ入ってデータ収集しまして、持って帰って、その分析等をしていただく調査でございます。

それで今後、どのように活かすかという事でございますけれども、先ほども申し上げましたように、この調査結果を基に、地域住民関係機関の方々お集まりいただきまして、野生生物総合研究所の方から、まず調査内容、調査結果について説明していただきまして、エゾ鹿を例えば駆除するのはこういう方策が考えられるよとか、エゾ鹿を駆除するのでは無くて、共生する為には、この様な方策が考えられるよとか、そのような具体的な情報をいただきながら、今後、地域住民の方々と協議をして、対応策を考えていくというのが狙いの調査でございます。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後12時08分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号 第4款衛生費の質疑を続行します。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 3点についてお尋ねいたします。

最初に111ページ、負担金の釧根広域救急医療確保負担金145万8,000円に関連しまして、お尋ねさせていただきます。これはドクターヘリの各町村の分担金だと思いますが、このドクターヘリ、22年度の浜中町への出動回数は何回ありましたでしょうか。そして23年2月末ないしは、今日までの出動回数を分かれば教えていただきたいと思っております。要請して実際に使用したといえますか、乗った数とは違うかも知れま

せんが、それぞれの回数が分かれば取りあえず教えてください。

次に、先ほどの1番議員さんにも関連しますが、霧多布湿原のエゾカンゾウ対策事業調査委託金に関連してお尋ねさせていただきます。昨年は430万円の予算を組む時に、電気柵を設定してやるという事を言われましたが、その電気柵の設定については、調査したのかどうか。

そして、初年度商工費で300万円の予算を組み、昨年が430万円、24年が400万円という事で、1,130万円のお金を掛けて調査をするという事ですが、1番議員さんの質問にもありましたが、3年間掛けて、それだけのお金を掛けて、それでその効果をどうするのかと、我々の期待も大きいのですが、先ほどの1番議員さんの答弁の中で、食害ははっきりしているというふうな答弁がございました。その上で、また3年目の調査をして、そして、これは年度毎に調査報告が出ているのか。それとも3年まとめて調査報告書が出されるのか。調査報告書の作成については、この1,130万円の中で全て済むのか。そしてもし、その対策の為の調査報告に基づく、先ほどの1番議員さんの答弁の中にありました、それが出来たら関係者、地域住民等を集めて説明をし、その後に対策をするという答弁がございましたが、それは、この3年間の調査が済んでから、いつ頃を予定されているのか。やはり我々の中には、早くという気持ちがありますので、そういう意味で、この対策の事について、お尋ねさせていただきます。

正直言いますと、私も大変この問題というのは、調査兼対策というのは、並行してやらなければならないんじゃないかという事を随分言ってきましたが、やはり調査を3年やってからだという事がありました。昨年も、琵琶瀬のエゾカンゾウが一晩で無くなったというような事もございました。今年は何とか、せめて1週間・10日間は持ってもらいたいとは思いますが、かなり鹿も増えているという事でございますので、今お聞きした点についてお願いいたします。

それから129ページ、ごみ減量化対策に要する経費の中に、資源物リサイクル活動奨励交付金379万9,000円がございましたが、関係資料の32ページ、37番この中に、財源は250万円地方債を充てるという資料でございましたが、この地方債は、歳入の中を見ましたら250万円きっちりというのが無いのですが、町債の中で、どの中に入るのか取りあえず、その分を教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 1点目のドクターヘリの運行実績と申しますか、状況につ

きまして総務課よりお答えいたします。

平成22年度におきましては、16件の出動1件が搬送しておりませんので、実質15件の出動になります。平成23年度2月末までの数字が分かればという事ですけども、現在、数字が来ておりませんので、不明でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 127ページの、エゾ鹿調査に関してお答えいたします。

先ず、23年度において電磁柵の設置はしたのかという事でございますけれども、当初、仲の浜方面にという事で考えておりましたけれども、3年計画の経年のデータを取るに当たって、1年目と2年目と条件を変えるという事は、経年での調査にちょっと悪い影響を与える、そういうような事から、仲の浜地区での設置は断念しまして、暮帰別地区に3ヵ所ほど、電気柵を設置させていただいております。

その調査報告が毎年出ているのかという事でございますけれども、その年、その年で報告をしていただいておりますけれども、今年度については、まだこれからでございます。

1, 130万円掛けて、それだけの効果があるのかという事でございますけれども、金額の高い低いはともかくとして、霧多布湿原のエゾカンゾウにつきましては、重要な観光資源というふうに考えております。それらを守る為の調査という事で、金額の高い低いは分かりませんが、重要な調査であると認識しております。それから調査結果の検討はいつ頃になるのかという事でございますけれども、3年目の調査の最終的な報告は、24年度の3月になろうかと思っておりますけれども、その前に、一度秋頃に中間報告というのをさせていただきまして、その時に地域住民の方、あるいは関係機関の方々と、お集まりいただき協議をさせていただいて、もし、その中で25年度予算に反映出来るものがあれば、そのようにしていきたいと考えているところでございます。

24年度につきましては、昨年、議員さんおっしゃったように、花がいっぱい咲いていたと確認をしております。それが一夜にして、鹿の食害にあってしまったという事でございますので、今年度につきましては、先ほども申し上げましたように、仲の浜地区で、花の開花時期に出来るだけ他の動物に影響を与えないように、なるべく短い期間で、仲の浜の地区を外周で大体620メートルくらいを柵で囲ってみたいというふうに検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 大変失礼しました。ドクターヘリの運行回数、先ほど22

年度の回数をお知らせし、23年度の数字が分からないという事で、お話ししていたのですけれども、今手元にデータの数字が届きましたので、23年度につきましては、34回出動となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 129ページの、資源物リサイクル活動奨励交付金の財源についてでございますけれども、これは過疎という事で、いわゆるソフト過疎でございます。

それで歳入の33ページに、総務債の一番上の方に、過疎地域自立促進特別事業債というのがありまして総額9,020万円、これは事業が20本ありまして、いわゆるソフト過疎は、一本毎の事業毎の名称で起債を起こすものではなくて、全体での起債で借り入れしますので、この中に、この250万円は含まれております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） ドクターヘリの出動回数がかなり増えております。22年度15件だったものが、23年は倍以上になっているということで、浜中町にとっては、このドクターヘリというのは、やはり人命救助その他、かなり効果が表れているものだと思いますが、負担金につきましては、23年度145万1,000円、24年度予算145万8,000円とわずか7,000円しか増えていないのですが、この辺は、将来的に、そういう出動回数が増える事によって、予算が増えていく可能性があるのかどうか。その辺について、ちょっと不安に思うところがありますので、お聞かせいただきたいと思います。

次に、霧多布湿原の調査委託料の関係ですが、初年度300万円、去年が430万円という事で、仲の浜にやる予定が、暮帰別地区に設置して電気柵をやったということで、130万円高くなっているのかも知れませんが、その中間報告の結果が分かっていたら、教えていただきたいなど。そして今年、仲の浜にという事ですけれども、620メートル短期の間という事で、そして、この調査は重要な調査であるということも分かりますが、単年度毎に調査報告書が出されているということであれば、この調査報告書の作成に係る経費というものは発生しないと、これで終わりとみて良いのかと思いますが、その確認をさせていただきます。

そして浜中町の、この湿原ばかりではなく色々鹿対策については、今既にやっているものもあります。2月から3月に掛けまして、道の事業として3番沢、6番沢で今回や

られたのがあるかと思えます。その辺につきまして、事業費が幾らぐらいで、何頭位の捕獲が出来たのか。それが分かれば教えていただければなと思えます。

次に、資源物リサイクル活動奨励金ですが、歳入の33ページの上の方に、資源物売払い収入590万9,000円見ていると、このお金が入ってくるからと違うのですか。この資源物等をお金で随分増えたので、リサイクル活動奨励金を各町内会に分配するという事ですけども、そういう売り払い代金は、売り払い代金として収入に充てながら、そして過疎債で借金までして、また尚かつ、この交付金を続けて行く必要があるのかということ、やはり各町内会に過疎債ですから、借金して交付金を払って行くと、そして尚かつ売り払いのお金が入ってくる分については、それは他の費用に回されるということで、借金までして町内会としては、大変ありがたい収入でございますけれども、その辺ちょっと矛盾を感じる場所がありますので、教えていただければと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 広域救急医療確保負担金の関係でお答えをいたします。広域救急に関しては、全体の予算額を5,000万円として、医師会の方にお支払いをしております。釧路・根室管内のそれぞれの市町村が、この20%分を均等割として、残りの80%分を人口、救急車による救急搬送割合、今までドクターヘリの搬送件数が、広域救急医療確保負担金の中には含まれておりませんでしたけれども、今年度からドクターヘリを含めるべきだという考えから、ドクターヘリの搬送件数を算入した中で割りだしをしております。

この経費の見直しにつきましては、国勢調査の人口が確定した翌年から、5年間適応させるという形で、国調の人口を基に救急搬送の5年間の平均と、ドクターヘリは今回搬送2年の実績しかありませんので、今回だけは2ヵ年分の実績の平均値という形で算定をしております。今年度から始まりました、145万8,000円の分担金については、5年間そのまま継続して5年後に、国勢調査の人口が確定した時点で再計算し直すという形に方式がなっておりますので、5年間はこの金額で続けられるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 127ページのエゾシカ対策事業調査委託料にかかわっての御質問にお答えいたします。電気柵の設置の効果と伺いますか、電気柵にかかわらず囲むという事は効果があるようでございます。それで、その周辺と囲った中での花の食

害の状況でありますけれども、仲の浜地域では、囲った地区の周辺では約7割の花が採食されている。ところが、その囲った中では1つもないと。いわゆる、シカが侵入した形跡がないというような報告を受けております。

また榊町地区の電気柵につきましても、中に鹿が入った形跡はないという報告をいただいております。このような事から、今年度、短期間ではありますが、仲の浜地区に電気柵を設置したい。網ですと、どうしても景観上余り良くないので、電気柵という事にさせていただきます。それから調査報告書の作成料でございますけれども、この委託料の中で済ませていただく事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 道有林で、この度行いましたエゾ鹿の捕獲実験と言いますか、この関係について私の方から答弁させていただきます。

エゾ鹿捕獲技術開発事業という事で、今年北海道と道立総合研究機構、酪農学園大学と町と4者で、試験的に実施したものであります。御案内のとおり3番沢と4番沢の林道を、一部通行止めにいたしまして、そこに2月20日から餌付けをして、5日間ですぐに獲れるかという事で、実質2月20日から餌付けを初めまして、3月9日で終了したところであります。

この間、町の猟友会さんがローテーションを組んで捕獲に当たりまして、4番沢では15頭、3番沢で26頭の計41頭の捕獲をみております。事業実施者としては、まあまあの成果というふうに、実は、今日の釧路新聞にも掲載されておりますけれども、今後、道立総合研究機構と酪農学園大学の方で、これを基にした事業の効果などを検討して、次に繋げて行きたいと、そういう状況でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 資源物リサイクル活動奨励交付金の、財源についての再質問にお答えいたします。

まず借金までして、この事業を継続する意味があるのかどうかにつきましては、お答えする立場にございませんので、私の方からはソフト過疎の仕組み等について、簡単にお話をしたいと思います。

まず過疎債そのものは、過疎地域のいわゆる公共施設だとか、情報通信基盤整備等の事業をする場合に、地方債を起こせるというのが基本でございましたけれども、平成2

2年に法律が一部改正になりまして、ソフト事業についても、過疎を財源に事業が実施できるというふうに改められてございます。

それで町と致しましては、平成24年度は20本、総額1億4,200数十万円の事業に対して、この過疎ソフトを充てようとしております。これは各市町村の財政力指数によって、起債の年度間限度額が定められておりまして、浜中町の平成24年度のソフト過疎の限度額は1億320万円ということであります。財政担当と致しましては、当初予算の要求が各課から上がって来た段階で、過疎の財源を利用してどの事業を実施するかという事で、予算査定と合わせて事業を抽出します。これの大きなメリットと言いますか、皆さんご存じのとおり、過疎債を借りますと、後年借りた金額の7割が交付税として交付される訳です。

ですから、100万円借りてもらえれば70万円あげますと言う、そういう国の政策ですので、結局、当該事業につきましては、30%の一般財源で事業が実施できるということでもあります。それで、先ほども言いました歳入があるからという事と、過疎債を充当するかどうかという事は、無関係でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） リサイクル活動奨励交付金につきましては、町民の方々の御協力をいただきながら、ごみの資源化をする事によって、減量化を図るといような意識を高揚する為の交付金でございまして、先ほど来、最終処分場の延命措置の為に、色々と講じているという、お話をしておりますけれども、その為にも是非、町民の皆様にごみの減量化に取り組んでいただきたいという事での交付金でございますので、このまま続けさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） ただいまの御説明の中で、ドクターヘリの負担金につきましては、5年間は今のくらいのもまだけでも出動回数等にもよるので、国勢調査人口等にもあるのでしょうかけれども、その後に見直すと言う事であれば、出動回数が増えるということは、いずれは負担金が増えるという認識で良いのかどうか。再確認をさせていただきます。

それから、エゾ鹿対策につきましても、先ほど質問の中で、この道有林の事業費や答弁漏れもございましたので、教えていただければなと思います。41頭捕るのにどのくらいお金が掛かったのか。この湿原、皆さんも御存じだと思いますが、この3年間で凄

くエゾ鹿が増えたという感じがいたしませんか。やはり3年間待っていて良かったのかなという気持ちは私の中にあります。

そしてまた、エゾ鹿が増える事によって牧草地、それから木ばかりではなく、湿原の花まで、また干場に糞害までという事、そして町民が、この鹿との接触で物損事故もやっているという事で、かなりの損害が出てきていると皆さんも同じ思いだと思いますけれども、MGロードの脇にも随分鹿が居るようになりました。夕方でも、この湿原の中が鹿だらけという感じになりました。そういう意味で3年間待って良かったのかどうか。

そしてまた、もう1年待って、この調査報告が出てから対策を考える、その対策を考えるのに、また時間がどれだけ要するのかなという事を考えると、やはりゾツとする部分がある訳ですけれども、この辺につきましては、鹿の対策について、町長のお考えとして、白糠町のように自衛隊に要請するような気持ちがあるのかどうか。その辺につきましても、お尋ねさせていただきます。

それから、今の資源物のリサイクル活動奨励交付金につきまして、ちょっと分からないのですが、いずれにしても町内会として、このお金は有難いのですが、結局は借金した財源を回すという事ですね。確かに、過疎債ですから70%を、交付金で対策されるとは思いますけれども、一時的に、これはお金を借りたもので交付すると。

最初に、このリサイクル活動奨励金を作った時の趣旨からすれば、おかしい部分が出てきているのかなという気がしますが、確かに課長が言われたように、資源物に対するリサイクル、町民への啓蒙、その他という事は、かなり浸透してきて、みんな一生懸命やっているとありますが、それにつきまして、今後も続けて行きたいという事ですが、やっぱりこれは取りあえず一回借金するお金かなと、先ほど、ちょっと歳入の所の売払い代金の話をしたら、ちょっと首を振っていた方が、いらっしゃったようではありますが、もし、これが違っているとすれば、そういう売払いの代金というのが、何処に入っているのか。その辺も教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 広域救急の負担金の関係についてお答えいたします。

当然、救急搬送割合やドクターヘリの搬送割合によっては、金額は多少上がるかと思えます。

ただ、現在の浜中町の分担金の構成比率は、まず釧路市が51パーセントで、約半数

を持っております。浜中町においては2.9%、およそ3%の負担というふうになっています。数十万円も一気に増えるという事ではなくて、10万円程度で10万円まで行かないくらいで、5年後もその程度で、済むのではないかという考えではおりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 事業費の関係でございますけれども、今回の捕獲技術開発事業は、道主体の事業でございますして、総体の事業費については把握してございませんけれども、お聞きしたところによると、それぞれ道立総合研究機構あるいは酪農学園大学は、それぞれの研究機関として、参加しているというふうにお聞きしています。

今回、実際に捕獲にかかわって、浜中町の猟友会に委託されておりますけれども、その部分と、通行止めを一部していますので要員と言いますか、高齢者事業団さんの方をお願いしていると聞いています。これを含めて総額80万円とお聞きしております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 最初に127ページの、エゾ鹿対策に関するご質問ですが、確かに湿原でのエゾ鹿は増えているようでございます。まだ、2年間の調査ということでございますけれども、21年度に比べまして、ライトセンサス観察した結果におきましても、例えば、ある地点では22年度に33頭という事でしたけれども、23年度は50頭、ただ違う地点では18頭だったものが35頭と増えているようでございます。

このような調査につきましては、単年度だけのデータでは中々、全体像が掴めないというような事もございまして、3年計画で3年間のデータを基に対策を、ということで始まったものでございますけれども、議員さんがおっしゃるように3年間の結果を見て、それから検討してとなると、またどんどん先送りになってしまうという事もございますので、今年度、先ほども申し上げましたように、秋口に中間で2年半の報告を、まず分析結果をいただきまして、それを検討いたしまして、25年度の予算に反映できるものはして行こうという事でございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、この次に、リサイクル活動の奨励交付金に対しましてのご質問ですが、確かに借金ではございますけれども、これも全て一般財源でやるとなると何も戻ってくるものがございません。起債を借りる事によって、その内に70%というものが国から入ってくると。30%は確かに借金かも知れませんが、何もないものの内70%

が入ってくるというような事でございますので、その方が有利かなと思っておりますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） ソフト過疎について、私の説明が足りない部分を補いたいと思えます。

まず、ソフト過疎の先ほど限度額のお話もしましたけれども、浜中町では1億320万円ソフト過疎を起こす事が出来るという事で、この7割が後年交付税で交付されます。という事は、その町で浜中町もそうですけれども、毎年実施している事業の中から、ソフト過疎の起債の条件に見合うものを取り揃えて借入する事が、後年交付税のアップに繋がる訳です。

これは例えば、今メニュー20項目ありますけれども、例えば、地方バス路線維持対策事業1,730万円、巡回バス運行委託料420万円、プレミアム商品券発行事業補助500万円等がずっとあるんですよ。もし、ソフト過疎を当てなくても、この事業はやらなければならないんです。浜中町として。そうすれば折角、国の方で制度を新たに平成22年度で設けまして、過疎地域の公共団体の財政を支援する意味で法律が改正になり、これを利用しない手はないと思えます。

それで、資源物リサイクルの250万円の財源一部ですけれども、充てておりますが、例えば、この事業が無くても、浜中町としては1億320万円に満ちるまで、何かの事業を探してソフト過疎の申請を致します。その事で、財政的に必ず有利になるという事で御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） エゾ鹿の関係のご質問の中に、白糠町での例を出されて自衛隊という事が言われていました。今、各地区で色んな手を使ってエゾ鹿を減らそうという対策が講じられております。ですから、浜中町でやられた事業も、そういう形で餌付けまでして、林道で車から撃つという、これも狩猟法を変えたような形で、緩和した形でやられています。これもやっぱり実験ですね。如何にエゾ鹿を減らすかという事で、今現在、各所で取り組まれております。

うちの予算も、次の予算の5款に入りますけれども、今年もエゾ鹿を多く駆除するという事で1,300頭を目標に予算化されています。そんな意味で各町村が、エゾ鹿に対して、しっかりとした管理基準を守れる頭数にして行こうと、減らそうという事で、

今動いているので、今回こういう事業をやられたと思いますし、うちの予算も独自で増やして1,300頭を目標に駆除して行こうという動きであります。

これが、まだまだこれでも足りないという事になってくると、また別な手を打つ今の段階では、ここでの議論は霧多布湿原の中の議論でありますけれども、この湿原の中で、捕獲だとか駆除をするというのは大変難しい課題、場所だと思っています。その狩猟する場所、これも特区で取り払ったとしても、撃ったは良いけれども、どうやって連れて来るんだという大きな課題がありますし、捕獲の仕方も色んな形があるんだろうと思うのですけれども、簡単に撃って獲ってくるというような形にはならないと思いますので、これから、その課題の協議検討になってくるのではないかというふうに思いますので、ぜひ積極的に参加して1頭でも少なく個体管理が出来るような、その数字に戻って行けるような努力は続けて行きたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第5款農林水産業費の質疑を行います。

9番野崎議員。

○9番（野崎勇君） 最初に175ページ、霧多布港暮帰別地区改修工事について1,500万円でございます。

これについては、車止め600mそれから係船環100個、そして照明灯6基、これで1,500万円、この事業は暮帰別の工事をやっている、その後の予算だと思います。という事で、この工期6月中旬といいますか、そういった事で、今の事業が変更されておりますけれども、これらの事業についても、工期的なもので終わるのか。

そして、1番心配される事は、今工事をやっている全体に、この車止め両側というか、港湾というか通路、その中の係船の輪を設置する、そしてまた、車止めも設置するという事で良いのでしょうか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

それと2つ目ですね、まず今回補正予算でも出ました、漁業振興資金といいますか、これが9,000何百万円というのが、今年は非常に多く予算がつかしました。これについては漁業関係者も、喜んでいる所でございます。これらの大きな予算が取れた原因というのは、今回津波で、色んな被害があったという事で、省エネ対策といいますか、省エネに関する国庫補助金が2分の1補助されたという事で、この漁業者の人数といいますか、借入の金額が多くなったという原因があると思います。

そこで、ここの今回利用者の申込みの件数、その辺もお聞きしたいなと思います。そして、これの資金といいますか、この交付金が今年の3月の申込みで打ち切られるという話がございますけれども、これが事実であれば、やはりこう言ったものは今後、漁業者にとっては続けて欲しいというのが願いだと思います。国の予算ですから、町でどうこうという事にはならないでしょうけれども、漁業者にとっては、こういった交付金が付く事によって、やはり経営状況なり、また後継者問題という一つの絡みもあると思います。

そういった事で、今後の町としても、3月で打ち切られるという事があれば、やはり国に要望をして欲しいなという願いを込めて、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） お答えいたします。まず歳出の175ページの、霧多布港暮帰別地区の改修工事1,500万円ですけれども、議員おっしゃるとおり車止め、係船環それと照明灯等、利用者の安全確保の為に設置しようとしたものでございます。工期につきましては、出来るだけ棹前の利用を始める前に、設置できるように考えてございます。

次に、産業振興資金の増の理由でございますけれども、議員先ほどおっしゃられました、国の省エネ対策の部分が大きいものと思われまます。漁業者においては、省エネ対策、環境にやさしい機器を購入し、水揚げ増を図っていくという思いだと思います。

それと人数でございますけれども、浜中漁協さんにつきましては、11名で3,211万円の希望がございます。散布漁協さん9名で6,560万円、合わせまして20人の9,771万円となっております。省エネの補助の関係でございます、聞くところによりますと、国では、今回も3次補正対応という事になっているようで、当然、3月までには実行といいますか、漁業者の方は3月末までには出来ないという事で、国の方も了解しているようでございます。それで、一部24年度に繰越というのですか、そういう手だてもしているという話も聞いてございます。ですから、3月で終了という事にはなりません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 野崎議員。

○9番（野崎勇君） 今後もやはり、そういった事で国庫補助の予算を付けるという確信はないのですね。今回の3月までやったけれども、一応それが色々な事で間に合わないから、それは伸びて申請出来るんだという事で、その後の事については、国としては

こういった事をきちんと明記されていないという事は、この国庫補助というのは、今限りだというふうに捉えて良いのでしょうか。お尋ねします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 国の補助の関係でございます。近年省エネ機運が高まっております。色んな事故等がございまして、そういう事で、たまたま今回3次補正でありますけれども、国の事ですから、ここで私がどうだという答えにはなりませんけれども、引き続き幾らかでも予算措置していただければ、皆さんありがたいなと思うと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 野崎議員。

○9番（野崎勇君） 1点目の暮帰別地区の完成時期といたしますか、出来るだけ棹前の時期の前に完成させるという事で、これは了解しました。

それで1つは、やはり国の補助といたしますか、2年前くらいに省エネ対策でこの資金は恐らく使わないで、これを近代化資金で、そういった補助率は2分の1の事業がออกมาして、エンジンだとか色んな資材の関係だとか例がありますので、今度は3次補正で、こういうものが出たという事は、また次に、そういった省エネ対策で出る可能性が全くないという事ではないと思うのですけれども、それで良いのでしょうか。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 議員がおっしゃるとおり、これで終わりという事ではないと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊池哲夫君） 169ページの栽培漁業に要する経費の中の負担金、これは養殖かと思うのですけれども、8組織に負担するというような事で書いてありますけれども、この内容を教えてください。

それから163ページ、エゾシカ有害駆除委託料でございますが540万円、23年度に1,526頭の有害駆除がなされているという事でございます。春に418頭、秋に553頭、冬に555頭を捕獲したという事を聞いております。この1,526頭獲れた中で、23年度の予算をかなりオーバーしていると思います。今年も1,300頭の予算となりますけれども、この予算の根拠を聞きたいと思います。オーバーしている中で、同じ頭数という事でございます。その辺を宜しく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） お答えいたします。環境生態系保全活動支援事業1, 100万円、これは平成21年度から平成25年度まで5カ年に亘って支援するものでございます。事業の内容でございますけども、1つ目は、漁場保全活動という事で、いわゆる昆布の雑海藻駆除の部分でございます。

2つ目として、干潟保全活動ということで、アサリ礁の客土・耕うん、これを予定してございます。単年度の事業費が5,600万円、国が50%の2,800万円、道が25%の1,400万円、そして町が25%の1,400万円となっております。

また、お話が戻りますけれども、漁場保全の事業量ですけれども、散布地区、浜中地区に分かれておりまして、浜中地区につきましては毎年72ヘクタール、散布地区につきましては36ヘクタールです。以上でございます。

○6番（中山真一君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） エゾ鹿の有害駆除委託料の関係について、お答えをしたいと思います。御質問のとおり平成23年度においては、町の委託料は1,100頭分でございます。

結果として、去年の春4月から3回に分けて、エゾ鹿駆除の依頼を町の猟友会にお願いしてございます。1月31日で終了した訳ですけれども、捕獲頭数は議員のおっしゃっているとおり1,526頭でございます。それに対して、今回1,300頭の予算では、少ないのではないかという御質問かと受止めておりますけれども、例年一定の捕獲頭数等々については、猟友会さんの方とも協議をさせていただいております。

結果として、今年は今までにないくらい多く捕獲出来た訳ですけれども、今年の1,300頭に決めさせていただく経過の中では、当然、猟友会さんの方とも見込み等を立てていただき、そして色々協議をして決めた頭数でございます。因みに猟友会さんは現在25人の会員がおりまして、平均年齢が58歳と、その中で60歳以上の方が12名もおりまして、段々我々も年だからと、あまり無理に設定しても捕獲できなければというような事も、猟友会の中では話合われていたようであります。

結果として、そのような事から昨年の200頭増しの1,300頭に落ち着いたところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○4番（菊池哲夫君） 水産の方は分かりました。エゾ鹿の事で分かっていたら教えて

欲しいのですけれども、根室管内と言いますか、根室市とか別海町等では1頭当たりの駆除料が1万円になっていると聞いております。1万円と4,000円とでは凄い差があると思うのですが、交付金というのは全部一緒だと思っていたんですよね。そういう差があるのはどうしてなのか、もし分かれば教えてもらいたいです。

そして、道と一般財源で今の4,000円、その一般財源は、各町村でやると思うのですけれども、他の所も同じで、釧路管内は4,000円だと思うのですけれども、そういうのは各一般財源で、根室管内ではどうなのか、一般財源から出すのか。その辺も聞きたいです。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 捕獲の委託料の関係でございますけれども、確かに根室市・別海町さんでは1頭につき1万円というのは聞いております。

因みに、それぞれの町村で決めている事ですので、そこには触れられないとは思うのですけれども、釧路管内では大体4,000円から5,000円というところで、取り決めをされております。本町の場合は、町から1頭につき4,000円、農協さんから1,000円という事で、猟友会さんの方には5,000円が出されるという事になります。

因みに、この財源の関係でございますけれども、いわゆる道からの補助金と言いますが、この駆除経費にかかる約2割で残りの8割については、特別交付税で処置をされるという事で、実質、町の負担は発生しないという財源内訳になっております。他町村の事を、そこまで確認はしていませんけれども、釧路管内については、町と同じような予算措置の仕方をしているというふうに思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○4番（菊池哲夫君） 今は、特別交付税でそれをやっているという事ですけれども、根室あたりも、そういうものを使って1万円になるんだと、その辺、合点がいかないというか、例えば、1万円を出したら、道から2割なら2割で来るのか。その点、合点がいかないのを教えてもらいたいのですが。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 道からの補助金の関係でございますけれども、一応、北海道も一定の基準を示してはまして、根室までは確認していないのですけれども、釧路管内は5,000円を基準として算出しております。定かではございませんけれども、根室

管内全てが、1万円の補助対象になっているというふうには聞いていません。実際の中身の数字は把握していませんけれど、全部が補助に上がっていないという事だけは、お聞きしています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 3点についてお伺いをいたします。

まず1点目は149ページ、新規就農者育成対策に要する経費の、新規就農者誘致事業補助であります。説明によりますと、平成16年から平成24年度の新規就農者に対する酪農経営支援という事だったようですけれども、具体的な中身を知りたいので説明をいただきたいと思います。

それから171ページ、漁港整備に要する経費委託料で、丸山散布物揚場整備調査設計委託料、これは730mの丸山散布の裏側の水路を、矢板で整備をする為の調査設計と聞いていますけれども、現在の今ある施設は、何時どこで誰が作ったもので、町の施設であるのかどうか。まず、その辺をお聞きしたいと思います。

それから177ページ、防潮堤附帯施設管理に要する経費、これは町長の執行方針の中で、海岸防潮堤改修工事は河川局所管の浜中海岸後静地区の防潮堤の整備を継続して進めるとあります。これに関連して、ご質問をさせていただきたいと思いますが、かつて漁船捲揚施設として、アザラップ地区の漁家が利用していた斜路があります。

現在は、砂付きが悪くて利用できない状況になっていますが、大しけの時に、その斜路から波が駆け上がって来て、隣接する干場が大きな被害を受けると。現に、この前の津波災害の時も干場が波で洗われたという話を聞いております。年に数度、波が超えて来るといふふうにも聞いております。この斜路については、道の補助事業か、単独事業か分かりませんが、道の事業で平成元年に地元茶内の業者が工事を請け負って、施工したものであるというふうに聞いております。

現在は、当時は利用していましたが、本当に砂が無くなって現場に居ましたけれども、捲揚げ出来るような状態ではなくて、今その地域については、奔幌戸漁港を利用して、昆布の生産水揚げとかをしているようであります。斜路の幅については14mくらいあります。14枚の平板のコンクリートで斜路が出てきているのですけれども、波が来ないように、その斜路の両枠は消波ブロックで覆われているんです。ちょうどその部分だけ波が上がるような状況になっている。その当時、やっぱり現場を見て、ふとんかごを幾らか積んだというお話も聞きましたけれども、実際、私去年見に行きまして、

これなら酷いなど、消波ブロックと内陸の部分に亀裂が入ってしまっていて、まだまだこれは決壊する可能性が高いなどというふうに見ました。消波ブロックを本当は置いてくれれば良いのですけれども、当面、緊急的に対応するとすれば、ふとんかごでも良いのかなと思っているのですけれども、是非、町では出来ないでしょうから、道の事業でしょうから、道に海岸を守るという意味から、国土保全をするという意味からも、是非早急に対応していただくよう要請していただきたいと思いますが、その辺の見解を教えてください。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 新規就農者誘致事業補助の内訳の関係でございますけれども、御案内のとおり浜中町において酪農をやりたいという方々が、まず研修牧場で研修を終えて、公社営事業に乗って牧場の買取りを行います。

その際、公社営から各新規就農者に対して、5年間固定資産税等諸々を含むリース料を設定し、6年目に本人の取得となります。その後は、5年間固定資産税相当分を奨励金として交付するという事で、現在、誘致事業補助の対象となっております、リース料賃借料の対象者は、10人で2,951万8,000円となっております。

また固定資産税奨励金の対象となっている方は、1法人、4個人で503万3,000円でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） それでは丸山散布地区の物揚場に係る委託料でございます。

現在の施設は、いつ何処で誰が作ったのかという事でございますけれども、調べた範囲では、昭和の初め51年から52年頃に掛けまして、散布漁協さん主体となって国なり道の補助金を導入、また町も支援しながら建設したものであります。次に、アザラップ地区の斜路の件でございます。現地は確認しており、北海道にも要望をしております。引き続きしつこいくらい要望して参りたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 新規就農者の事については了解をしました。引き続き支援をしていただきたいと思っております。

2点目の、漁港整備の丸山散布の物揚場整備ですけれども、説明の中では工事費が2億円前後で行うというふうに聞いていますが、工期はいつ頃なのか。そして、その2億円のうち補助金が入るのかどうか。起債を使うのかどうか。そして一番聞きたかったの

は、この工事をするのに今お答えいただいたように、散布漁協が主体で、町も支援してあの護岸を造ったという事は、財産自体は散布漁協の物かなというふうに思っています。そうなってくると、この工事をする場合には、今ある施設をそのままにして、外側に矢板か何かを打っていくような形になるとすれば、財産そのものを町に寄附をしていただくという事になるんじゃないかなと思います。

そこで、それが条件として寄附をされるという事になると、負担付き寄附という事になるかと思えます。その負担付き寄附という事になると、議会の議決が必要になってきます。その議会の議決が必要な負担付き寄附に該当しないかどうか。その辺を心配するので、合わせてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、アザラップの事については、現場を見ているし承知していると。これからも強く要望して行くという事ですので、是非、そのようにお願いをしたいと思えます。1点だけお答えください。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） お答えいたします。

先ほど、補足説明でも約2億円というお話をしました。超概算でございます。その工法も含めて、経費も含めての調査設計というふうに考えております。それと工期でございますけれども、24年度設計しまして、今考えているのは25・26・27年、3年くらい掛けてやらなければならないものかなという予定をしております。

あと、財産と財源ですけれども、財源は辺地債という事で予定しております。また財産の関係、今議員がおっしゃったとおり財産は散布漁協さんのものでございます。今、おっしゃられました条件付き寄附でございますけれども、議決要件、地方自治法第96条第1項第9号ですか、その議決要件、議決議件になってございます。この物件が該当するのか、しないのかは、勉強させていただきたいと思えます。私、まだ浅いものですから、過去にこういう事例があったのかという事も含めまして、検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今年、丸山散布の調査設計委託を予算計上したという事ですから、予算計上した以上は、やはり期待されるんですよ地域から。こういうふうに予算書に載る訳ですから、そして、そこで負担金付き寄附金に該当するとなった場合に、そのとおり諸般の事情で出来なくなった場合には、今度、要件的にはその契約が解除される

という事で、仕事が出来なくなりますよね。

ですから、私は今のうちに、その辺をきちんと調査設計の段階で調べておいた方が良
いかなという事で、質問させていただきましたので、十分検討して仕事をしていただき
たい。その辺再度お願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 今、議員おっしゃったとおり研究をさせていただきたいと
思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 3点ほどお願いいたします。167ページの上段にあります、
コンブ輸入割当制度堅持北海道自治体協議会負担金1万円でありますけれども、このI
Q制度ですよね。昆布が守られているんだという認識でありますけれども、このIQ制
度というのは、昆布業界にとっては、大変生命線であると思うのですが、その辺は、
皆さんも異論ない訳でありますけれども、その場合には、この1万円というのは、どう
も事務費程度の負担金ですが、それで良いのでしょうか、どのような協議会とし
て活動されているのか。お答えをいただきたいと思います。

次に171ページの、漁港管理に要する経費でありまして、その補助金の航路浚渫事
業100万円、丸山航路の浚渫分という事であります。この場所で例えば、何々宅前と
か浜部分とか、そう言っただけであれば分かるかと思いますが、その時期も含めて、お
答え願いたいと思います。

またもう1点は、今7番議員とかぶる訳でありますけれども、漁港整備ですね。丸山
散布裏の水路でありますけれども、ここは丸山自治会の方からも、要望が上がっている
かと思いますが、防災の面で避難道とか避難施設のお話が来ているかと思いますが。
そうすると、この水路が結構避難するのに邪魔になっているのが、現実だと思うのです
が、その辺、川を横断して、この設計に反映出来ないのか出来るか。その辺を含めて、
解る範囲でお知らせいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） それではお答えいたします。

まずは、昆布割り当ての関係でございます。現在、全道で構成しておりますけれども、
5市21町、全部で26市町がこの協議会になってございます。その負担金1万円のお
話でございますが、昆布の生産額が5億円以上の自治体は負担金1万円と、5億円未満

の自治体は負担金5,000円という事での、取り決めの中で実施してございます。

次に、航路浚渫100万円の補助でございます。これにつきましては、昨年の暮れ、まちづくり要望を受けた段階で、丸山散布の火散布から行きますと、最初の船上げ場の前、それと奥の方の航路の部分という事でございます。

それと、昆布輸入の活動内容でございますけれども、昆布輸入割当制度堅持、この協議会が国際的な水産物の輸入自由化問題に対して、日本の食文化を支えてきた、北海道の昆布漁業及び漁村や、地域を守る視点から、会員が相互に連携を取りながらWTO対策として、国に求める運動を展開するという事でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この昆布割当制度の関係で、副町長時代に、この協議会ありまして行ってきました。札幌でも会議をやって、それから東京でも中央要請行動がありました。それで中央要請行動については、このIQ制度をしっかりと守るという事が、大前提にあるのですけれども、特に今回、大震災の後に、その会合がありまして、その漁業を守るという立場で、多くは昆布を中心としている自治体でありましたけれども、港周辺に相当被害があったという事で、政権与党である民主党、更には国会議員含めて小さいんです。根室市長さんが会長です。そして副会長が何人か居るのですが、浜中町長もなっています、そういう意味では、小さい組織かもわかりませんが、昆布だけで集まっている会でありまして、みんな各町村の旅費を持って、中央に集結したり、札幌で集まって会議をやって、このIQ制度をしっかりと守って行こうという事を含めて、やっている組織であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 丸山地域からの避難経路の要望のお話しにつきまして、お答えをいたします。地域からの要望につきましては、既存の丸山散布森林公園に登るのではなくて、その手前から町の公営住宅ありますけども、あそこから厚岸寄りに入っていく山沿いの道があるのですけれども、その後ろに高台なりを建設と言いますか、そういう要望がありました。

ただ、それも4m～5mの高さというお話だったのでございますけれども、この度の大震災の状況を見ますと、例えば10mだとか、今現在の予測では、それで間に合うのですけれども、今後、見直しされる浸水予測を考えますと4m～5mの高さでは、ちょっと心許ないという、町と要望にきた時のお話合いの中で、プラスその背後の山に登れるような

避難経路も検討しなくては行けないと、地域の方たちとは、お話の中でしておりました。今の水路を跨いでというようなお話が、その当時は無かった訳ですけれども、ただ位置関係を見ますと、丸山散布の奥の人が、太平洋側に向かってこないと、公営住宅の背後に行くにしても太平洋側に向かってくる訳ですので、どの辺りが良いのか、奥の人は広い水路に渡れば、尚かつ高い山がある訳ですから、それも有効な場所だと思えますけれども、今後、色んな部分で地域ともお話をしながら、避難高台、避難経路につきまして、検討して行きたいと思えますけれども、水路の分との設計の中で、そこに橋を付ける等というのは、難しいという思いではおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 1点目のIQ制度ですね、これについては、昆布漁業の生命線でありますから、引き続きお願いをしておきたいと思えます。

丸山航路の浚渫部分時期は、先ほど答弁ございましたでしょうか。もう一度、時期を分かっていたらお願いしたいと思えます。それと丸山の水路ですね。総務課長が防犯の面でも地元から聞いていないし、設計では難しいのかなというお話でしたけれども、これは、この予算書を見て散布漁協にも電話いたしましたし、地元丸山自治会長にも電話しました。この水路の工事の話は知らないというお話ですよ。

当然、防災の方も反映できないと思えますけれども、今、課長が言ったとおり、後ろの方から1本道しかないんですよ。しかも、太平洋に向かって逃げてくるという事になりますので、今の公園の所まで来るには、相当時間を要する。そうすると、身近に2カ所、3カ所の水路を渡れるものがあれば、緊急に丸山本体の方に、避難出来るという事になりますので、無理があるのでしょうかけれども、是非、その辺はなんとか政治判断で出来ないものかなと思えますので、もう一度、難しい問題でしょうけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 大変失礼しました。工事の時期でございます。これは補助金という事で、組合の方に25%の補助をいたします。実施時期につきましては、議員も良く御存じのとおり、昆布を中心とした時期がございます。なるべくそれらに影響のない中で、また潮回りもあろうと思えますので、協議しながら補助していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 丸山散布の防災の関係で、水路を渡れば跨げば尚かつ側に高い自然の山がある訳ですので、その辺、今、水路を跨ぐという初めての意見なものですから、それを検討しますといたしますか、今水産課の方で調査設計する訳ですから、果たして船が通る時に、その上に渡る部分を造れるのかどうかという事も含めて、水産課の方とも協議、それから、そういった事業ができるか、財源的に補助金だとか交付金等、使えるのかも含めて、検討して行きたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） これは、やはり地元が知らないと問題ですよ。協働のまちづくりというキーワードがありますから、電話1本で良い訳です。もしくは我々に言えば、我々からお伝えしますので、是非、協働のまちづくりという概念からして、情報は町民の方に、お渡しするという事が大事だと思いますので、最後にそれだけ聞いて終わりたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 予算計上でございます。地元の方に何ら説明もしてございません。そういう意味であれば説明責任といたしますか、予算を上げたから議決、否決という事もあり得る場合もありますので、こういう動きがあるよという情報だけは、今後しっかりと発信していきたいと思えます。今回の関係に関しては、申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 3点ほど、まず167ページの水産行政に関する経費で、漁業後継者育成対策事業補助、これは漁業研修所の件の71万円という事になれば、2名分かなということだと思うのですが、その辺、詳しくお願いしたいという事と、すぐ下に飼料保管施設冷凍機更新事業補助200万円というのは、これは何処の事を言っているのか、お願いしたいと思えます。

それから171ページ、先ほど聞き逃してしまったのですけれども、航路浚渫事業補助というところ、漁港管理の所が、下の方の航路浚渫事業補助というところの場所で、どこの部分になるのかという事をお願いしたいと思えます。

それと今、3番議員、7番議員から話があったように、丸山散布の事で何も地域にはお話していないという事について、それで分かったのですけれども、私は、その事を

言っているのではないと思ったんですね。

丸山散布物揚場といえば、表側の水路の事を言っていて入り口に、原田さんがありませんけれども、あの辺の所で、ちょっと歪んでいた所があったような気がしたし、一番奥の上野さんの辺りの事かなと思ったりしていたら、裏の水路の事だったので、凄く早いなと思いました。というのは裏の水路については、あそこの漁業者は、とにかく水路を掘ってくれというのと、それから岸壁、ずっと個人で直してきているから、多少自分の土地が削られたにしても、物揚場のようなもので、きちんと作って欲しいと。

ただ、そういう気持ちはあるけれども、中々そうは行かないだろうから浚渫を、お願いしたいというのが、直接的な希望のように思ったんですね。それが今回、地域の議員さんも聞いてみたら分からないという事であれば、本当にそれは困ると思うのです。是非、漁業者の声を聞かないと、自分の土地が出たり引っ込んだりして、ガタガタになっているところですから、よく話を聞いて町の考え方と、それから漁民の考え方が、どうなのかというのを、しっかり合わせて行かなければならないと思うのですが、その辺のところ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） それでは、漁業後継者の関係でお答えいたします。予算71万円でございますけれども、内訳といたしましては、両組合の青年部に15万円の2ヵ所で30万円。それと女性部も活動費という事で、3万円の2団体の6万円、合わせまして36万円。残りは道立漁業研修所における総合研修の助成という事で、1名分35万円、合わせまして71万円でございます。

次に、飼料保管施設の更新の補助でございますけれども、これは浜中漁協でございます。昭和55年建設し、平成9年に一度機械の更新をしてございます。今回年数も経った事から、一応、更新という事で予定しております。

それと航路の浚渫の補助でございますけれども、原田さんというお話が出ましたけれども、原田さんの前の所と、丸山の奥の大和田さんの前、その2ヵ所を予定してございます。それと議員おっしゃられました裏の水路の浚渫の件でございます。この部分につきましては、2年くらい前だと思うのですが、漁組さんの方で、一度、浚渫を実施しております。自分たちで航路を色々手を加えて、その凸凹をというお話ですが、それらも含めて、ある程度利用者のお話を聞きながら、凸凹のないように、また船揚場も、可能な限り対応できるものは対応して行きたいと思っております。以上でござ

ございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 171ページについては、地域からも要望があったことなので、是非、成功的に進めて行っていただきたいと思います。再質問ですけれども、漁業後継者育成対策事業補助というので、農業関係では、かなりきめ細かに色んな場合を想定して、新規就農者対策だとか色々あるのですけれども、水産関係について、この事を質問すれば、今まで浜中町は漁場を養殖事業だとか雑草駆除だとか、こういう事をやる事によって、生産活動が広がると収入が多くなる、その事が、後継者を残していく事にも通じるという事を言ってきたのですよね。

でも、私としては、若い人が地域に残って漁業をやっていくというか、そういう事業を、漁業者の実態を聞きながら、あるいは見ながら、色んな施策を施して欲しいなと私は思います。どんな事であるかと言われるとすれば、今、農村もそうかも知れませんが、漁村では息子が嫁が来た時に、上手くいっているところがあれば良いのですけれども、これが中々難しいのですよ。姑さんの所と、自分の所では、台所は別にして欲しい、お風呂も別にして欲しい、廊下で一つに結ぶような形で入れれば良いなど。お金さえあれば、そうしたいのですけれども、一緒に住んでいると、1年経たないうちに息子夫婦が出て行くとか、そういう悲惨な状態もあるので、そういう部分も、町として何とか助けてあげられる補助出来るような、そういう施策を考えると、漁業者の生活を都会では、もう核家族になっていっている状態があるのですが、こういう地域で、そういう補助もあるとか、こんな事も考えて、漁業後継者の拡大が図れるような施策を更に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 家庭での生活の仕方というのですか、議員おっしゃるとおりだと思います。

それに対して、町で何かしらの補助といいますか、助け舟出せればという事ですけれども、非常に難しい問題だと思います。その家庭の中に入って行かなければならない部分があると思います。例えば、その住宅を改修して済む問題なのかという事もあろうかと思えます。

ですから、今、私がここで前向きに検討するとか、そういう事は出来ません。それだけ難しい問題だという事を、議員さんも理解していると思いますけれども、私も理解し

ておりますので、申し訳ございませんが、答弁になってございませんが、終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 台所等が新しくなったら、解決するとは思わないです。

これは、本当に後継者問題、今言われたのは、後継者から一步踏みだして結婚の部分だと思えます。どこの家庭でも、みんな悩んでいる所でありまして、町だけ悩むという事は、凄く難しい事だと思えます。

その家、そしてまた、その経済団体、農協なら農協、漁協なら漁協、そしてまた町がタイアップして色々な事を考えていく、そうしないといけないだろうと思えます。それで、やったとしても、中々うまく行かないのが、この部分だと思えます。

やっぱり皆が知恵を出して、昔でいう、お節介なお爺ちゃん婆ちゃんが復活出来るような、世話役の事も必要ではないかと、凄く大きな課題だと思っておりますので、事あるごとに色々な協議、検討もしますし、やってみたいと思えますけれども、是非、そういう団体の方、地域の方と協議して行きたいと思えます。難しいと思えますけれども、これからやって行きたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 質疑ありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 145ページの、国営環境保全型かんがい排水事業に要する経費で16億6,916万2,000円の内容ですけれども、これは確か、平成16年の全員協議会の中でも論議をされた内容だと思っております。

その時に、町長からのお話だと、浄水場の上流の農家のかん排の負担分を、町で持ちたいというお話で、協議会が開かれた経緯があります。その時に負担をしなければならぬ理由はなんだという事で色々と論議がされました。私も、その後の6月議会と9月議会に、かん排の問題の負担については、一般質問をしております。

その中で、こう町長が答弁をされております。上流の農家のかん排施設について、議決のないまま着工になれば、町の負担を前提にした事になる、後日混乱を招かないか、着工前の議決を要求する。という私の質問に対して、町長の答弁が土地改良法上、今の段階で議決証人は必要とされていないと、施設完了後の議決を考えるという事を言われているのですが、今回、かん排の繰上償還の内容は、議決が何処でされたのかという事についてお聞きしたい。

それともう1つは、町の負担部分と、それから農家の受益者の負担分2つに分かれて、繰り上げ償還がされるというふうになっているのですけれども、浄水場上流の農家の町負担分が、どちらに入っているのかという事が1つであります。

それから、高梨乳業の問題もあります。高梨乳業に対して、このかん排事業を利用して、水道を引いたという事ですが、その負担分については、町が負担する部分の費用は、高梨乳業が負担するという事が約束されているようであります。この高梨乳業の負担分は、受益者負担分の中に入るのか。それとも町負担分の中に入るのか。その点について、分かるように説明していただきたいと思います。

それから農家の負担分が、農林課の話を聞いたのですが、147戸分フル装備、肥培施設のフル装備が109戸で128基分。それから小規模の装備が30戸で30基分。その他に、水道のみというのも6戸分、設計のみというのも2戸ある。これが内容として述べられております。この中に、浜中の王国分は109戸、128基の中に入っているのかどうか。その点についても、お伺いしたいと思います。

それから、147～149ページに掛けて新規就農者の誘致事業補助があります。今さっきも、この問題は取り上げられたと思うのですけれども、就農件数と内訳については、1法人4戸というふうに言われておりました。分譲というのが前からあるのですけれども、この中に分譲が含まれるかという事について、お答え願いたいと思います。

それから149ページの、国営土地改良施設の管理に要する経費の中で、負担金としてこれは新しい新設された部分でしょうけれども、農地・水・環境保全向上対策協議会負担金300万円となっているのですが、この向上対策協議会というのは、どういう組織で、どういう活動をするのか。それから今後も、この負担というのは継続するのかどうか。お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） ただ今のご質問にお答えをして参りたいと思います。

最初の浄水場の、付近の方々の農家負担分の関係だと思えます。議員がおっしゃっているように、この関係につきましては、平成16年の6月議会において、竹内議員から色々と御質問がされまして、当時、石本町長時代でございますけれども、明確にお答えをしているというふうに記憶をしてございます。5戸分のかん排事業に掛かる、受益者負担分については、町で負担するという形に決定を見ておりますので、この負担分を含めて、町の負担金となります。

因みに、農家分につきましては、9億3,132万5,000円、町負担分につきましては、7億3,783万7,000円でございます。先ほど来、申し上げていますように、この町の負担金の中に浄水場対策の、農家5戸分の負担金が含まれております。

また、高梨乳業さんに掛かりましては、一応町の負担分の中に含まれていまして、高梨乳業さんにかかる負担金については、納付書を持って町の方に納入していただく事となっております。

また、酪農王国に掛かる分につきましては、先ほど申し上げます、農家負担分の中に含まれてございます。次に、新規就農者にかかる部分でございますけれども、この中に分譲というお言葉が出てまいりましたけれども、これは研修牧場の分譲という事だと理解をいたします。たまたま研修牧場には、過去に2つの分譲があった訳ですけれども、昨年まで、姉別分譲1ヵ所が残っておりましたけれども、この度、新規就農を致しております。新規就農者誘致事業補助の中には、当然含まれております。

それで、農地・水・環境保全向上対策協議会負担金300万円でございますけれども、これにつきまして、ご回答を申し上げます。御案内のとおり平成13年から進めておりました、環境保全かん排水事業が23年度を持って完了いたします。4月1日には国から町へ関連の施設が移譲される事になります。これをもって今後は、町で維持管理に努めなければならない事から、町では地域と共同で管理する協議会を立ち上げまして、この国の農地・水保全管理支払交付金事業を受けて、維持管理をしようと考えている所です。

この交付金に対しまして、地元負担が25%求められております。今回、この地域協議会を立ち上げまして管理しようとする面積、これは姉別川を支流といたしまして、約6,000ヘクタールを流域として管理しようと考えているところであります。国からの交付金につきましては、ヘクタール2,000円が充てられる事から、6,000ヘクタール×2,000円で、1,200万円の交付金が支払われる事になります。因みに、これで確定しますと、25%の負担を町に求められておりますので、1,200万円×25%で300万円が北海道農地・水・環境保全向上対策協議会という所に支払う事になります。

この北海道農地・水・保全向上対策協議会から、地域協議会へ事業の内容によって交付金が交付されるという仕組みになってございます。この協議会は今現在、設立に向けて準備段階でありますけれども、いわゆる、このかんがい排水事業で整備しました河川、

あるいは土砂等の流れだしをする為の調整槽等々の維持管理が主であります。

当然、管理用道路あるいは施設の維持補修に対して、細かいところでは草刈りから、あるいは雨とか台風なんかで、管理道路が壊された時は、当然補修をして行く。また、農地から、そういった川や調整地に土砂が入り込まないように土砂緩止林の資源という事で植栽をしておりますので、その生育の管理あるいは枯れた木の補植、また一番大きな部分で言いますと、当然の流れ出てきた土砂が溜まりますので、その土砂上げと申しますか、それが大きな仕事になろうかと思えます。

また、地域で共同管理するという事の中で、保全対策も盛り込まれております。そのことから、現在、浜中町で色んな活動をされている団体さんとも協力をしながら、森林植樹活動ですとか、あるいは小中学生を対象にした環境学習ですとか、そういった事も共同事業の中でやれるようになっておりますので、今後、詳細については、一応4月設立を目指しております。この協議会が出来ましてから、事業内容について、最終的な決定をして参りたいと考えているところであります。財産取得の議決という事でございますけれども、これは開発から町の方に、恐らく4月1日付で財産の移譲契約を行いたいという形で書類での提出があらうかと思えます。その契約を持って、国から町に移譲という形になろうと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。議決の件に関しましては、私も、そこまでは勉強不足という事がございまして、通常、土地改良事業で行った資産の移譲については、議決を要さないというふうに記憶をしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 私さっきも言いましたけれども、6月と9月の一般質問の中でこの問題は取り上げている訳であります。土地改良法上、今の段階で議決承認は必要とされていないと、ただ施設完了後の議決を考えているという答弁をされているのです。これはどういう意味なのか。お答え願いたいと思うのですが、町議会の中で町長がこういうふうに言われているんです、事業完了終了時に、上流農家負担分は議決するという考えだと。それで、浄水場の負担額をどうするかについては、完了してから考えて行きたいみたいな事を言われているのです。

その時に、どうして約束事が明確ではないのに、根拠がないんじゃないかと言う事を言ったのですが、酪農を守るこういう観点が1つと、町民のライフラインを守って行くと、当時は、水が凄く濁ったりカルキの匂いがしたりという事が、ある程度続いていた

んです。そういう点で、塩素量を少なくする為の対策であると、ご理解願いたいと、これは町民全体の事だというお話があったんです。それは良く分かるんです。それを、どうこう言うつもりはありませんけれども、その点では、町民に理解できる内容でなければならぬだろうと負担するにしても、6戸の農家の負担分だと、その周辺にまだあるんじゃないですかと。後の農家については、どうなんですかと言ったら、これは昭和47年浄水場が建設されたと、それで49年に給水を開始したと、57年に農業公社の施設事業、パドックだとか尿溜めだとか堆肥場等、これを造るのに、その利子補給を、この上流の6戸については、この範疇で考えたいという答弁です。

今回も、かん俳の町の負担分については、その6戸に限定していると言われていました。そういう説明もされている訳です。その財源の捻出は、どうするのですかというお話の中で、浄水場関係でやるのか、あるいは水道会計でやるのか、一般会計でやるのかという点では、今度検討して行くというような事で、不明確なままに進められて来て、そして、今回の繰り上げ償還の中で、一般会計予算の中に出されているという事になると、これで議決になるのかどうか。これを認めれば議決は終わったというふうになるのでしょうか。という事で聞きたいのです。

それと町の負担分というのは、取水施設・導水施設・送水施設・用水施設・排水施設分が町の負担になるのです。ところが農家の受益者の負担分というのは、受益者負担でしょう。肥培管理施設です。これが受益者負担であるとすると、経理上は、これは農家の負担分の中に入れるべきであると。それを町が何かの財源で補うというやり方でないと、私はおかしいのではないかなと思うのです。それが町の、用水だとか取水だとか導水だとか、そういう町の負担分に掛かる訳であります。高梨の分は、そこに掛かるといのは分かりますよ。それは当たり前の話なのですけれども、それで高梨の分は、後で高梨乳業が自分で負担して入れると。それを財源に出来るから良いのですけれども、町の負担分については、一端起こして起債を上げて、その中で、全部含まれているんだといのは、私は理解出来ないで、その中での説明をしていただきたいと思います。

歳出の面では、町の負担分は7億3,783万7,000円で、それから歳入の部分について言えば、町の負担、地方債では7億2,160万円と差があるのですけれども、これは一体どういう事なのかという疑問もあります。

それから農家負担分については、歳出の面では9億3,132万5,000円、歳入の部分については、農家負担とその他でありますけれども、農家負担分は9億4,75

2万4,000円、これも若干差があるのですが、その他で3万8,000円、これは数字の10万単位とかで地方債か何かで獲る時に端数を切り捨てるという事からできていると言っているというお話があるのですが、この辺で見ると、許せないところがあるのですが、その辺の説明はどうされてくるのか。お答え願いたいと思います。

いずれにしても、はっきりとした町としての、こういうものをやるんだ、こういうふう理解を求めらるんだ、という事であれば、それはそれなりに理解が出来るのです。今の段階では、私の頭の中では理解が出来ないという事があります。

それから、新規就農の関係ですけれども、今お話がありましたので、大体分かりました。今年は1法人4個人、総計5戸で増えているという事ですね。それで、それに関してですけれども、新しい制度が国で4月1日から始まりますと言った場合に、この制度が、今年は利用出来ないだろうけれども、来年から出来るというような、そういう項目というのは、新規就農に関しては検討されていますか、その点お聞きしておきたいと思えます。国営土地改良施設の関係での、協議会の内容につきましては、これからかん排事業の肥培施設の部分が委譲されると、その管理について、やる組織だという事が言われました。相当、私はこれを見ているとお金が掛かる事ではないかと思うのですけれども、この内容でやって行けるのか。どうなのか非常に不安があるのですけれども、大丈夫だというお考えでしょうか。国から出る部分の25%は、地元負担だよという事で、総計では1,200万円くらいでやって行くと、これは浚渫も含んでやる訳ですから、年によっては、たいぶ掛かかる年もあるし、掛からない年もあるけれども、そういう点では大丈夫かなというふうに考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 沢山再質問いただきましたけれども、最初の水対策の関係で、西円地区の農家の方々の肥培施設等々の掛かる負担金については、町が持ちますよと。この経過については、先ほども申し上げましたように、16年6月の議会で、私が農林課長を引き受けた時に、その件については、一定の結果が出ているとお聞きしていますので、今ここで私から言える事は当然、西円の農家の方々も、それなりの肥培施設を管理していますので、これに掛かる負担金を当時、石本町長は明確に町が負担すると、そして、その負担する財源については、事業の完了後に検討しますよと。私も議事録を読ませていただきました。私の記憶では、議決がどうのこうのという記述はなかったように記憶しています。町長が申し上げているのは、この負担金を含めて、町の負担金と

合わせて、水道会計で見るか、一般会計で見るかを含めて結論を出します。というお答えをしています。

この事業完了年度の23年度末を迎えますので、来年度の償還に向けて、町はいわゆる負担金も含めて、町の負担金として7億数千万円、先ほど、それは農家分に入るんじゃないかと、入れるべきではないかという御質問でございますけれども、これは、国からは農家分が幾ら、町分がいくらと請求がくる訳ではないのです。要は1本の事業ですから、1つの事業で受益者たる農家の方々が払う分が幾らで、町が払う分がいくらですよと、便宜上分けているだけですから、今おっしゃられている西円の5戸分を町の負担に入れようが、農家側に入れようが、それは事務方のやり方次第という事で、それは別におかしい事でも何でもないと思っております。

また、歳入と歳出の額が違うという事で御質問があったかと思っておりますけれども、それについて若干時間をいただきたいと思っております。新しい制度について、新規就農者の部分ですけれども、利用できるのかという御質問だったと思うのですが、これは今、国が定めました新規就農者に対して、研修前援助資金と言いますか研修後、自ら就農した場合の経営支援という形で150万円とか200万円という数字が言われていますけれども、本町の場合は、ご案内のとおり新規就農といっても、酪農が主体で現在のところ酪農の方ばかりでございますから、この新制度にのって該当しないという事ではございません。該当にはなるのですけれども、所得要件がございまして、新規就農をしたのは、いわゆる所得250万円以下の人は該当にならないという事でございますし、また研修期間中、これについては実は、新たな交付金を受ける為の仕組みと申しますか、それが定められていまして、各自治体でいわゆる農地・水・保全プランと申しますか、そういった協議体を作りなさい、その協議体を作って、これから浜中町として例えば、畑・農地、どういうふう将来に渡って守っていくんだよという、一定の地域協議が成立したところには、今言ったように、そこに新規就農したいという方々が居れば、研修前・研修後の応分の支援金が受けられるという仕組みでございます。

現在、農林課としては、今後に向けて協議も進めて行かなければならないと思っておりますし、現在の所、例えば対象者がどのくらい居るかとか、そういった事前調査はまだしておりません。いずれ今後、そういった協議を検討して行かなければならないと考えているところであります。

また、いわゆる農地・水・保全向上対策協議会の負担金300万円にかかわる部分で、

先ほど申し上げたように、地域で共同の協議会を立ち上げると申し上げました。この協議会は、議員先ほど、肥培施設とおっしゃっていましたが、肥培施設ではございません。いわゆる排水路がメインになります。川とかそれに付随する土砂だまり、調整池とか池ですね。そういった関係の維持管理がメインです。それと緩止林ですとか、今の時代ですから、環境に関する保全活動の学習会なんかも、その活動に含まれるという事ですから、そういった事もやって行きたい。肥培施設の管理については、別途に管理組合が出来る予定でございますので、そちらで管理することになり、これは町の施設ですけれども、4月以降は使用者と無償の賃貸契約を結んで利用してもらいます。利用にかかる全ての経費は、利用者負担という形で、個々に管理してもらおうというような形になるかと思えます。

全体としては、管理組合という形で位置づけしますけれども、実際の利用と維持管理は、あくまでも利用者負担という形で、肥培施設の方は考えておりますので、肥培施設と、これは排水路の維持管理という事で御理解をいただきたいと思えます。

先ほどの予算の関係、歳入・歳出の関係でございますけれども、歳入につきましては、農家負担のほかに、高梨乳業さんの分も、歳入として当然見ていますので、高梨乳業さんは、支出では町の方に含まれてはいますが、町が代わって払って、その分を高梨さんから歳入で貰いますから、農家負担者が納めるべき額に、高梨さん関係の分が足さるので多くなるという事でございます。数万単位の違いについては、起債の関係ですとか、財源措置の関係での違いという事で、一般財源からの持ち出し分ですね。起債はあくまでも10万円単位でしか借りられないものですから、その関係で、一般財源から4万2,000円補てんするという事で、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 数万単位ではないんです。これは歳入と歳出の違いだったら、地方債の不足分というのは1,623万7,000円、それから受益者負担の分が1,619万円近く、この差が3万8,000円ということは、国がやる事だから、それは関係ないと、お金を払えば良いという考え方ですけれども、私はそうではないと思うのです。

例えば、町負担分の総事業費がいくらあるかと、その5%が町の負担分ですよという事になるですね。肥培施設については、受益者負担だよと、総工費はいくらだと、その5%が受益者負担だよというふうになる訳です。だから高梨乳業の場合は、当然、町の

負担分の中に入らざるを得ないんです。そこで計算されるはずですが、それは中では、こういうふうに行っているんだという理屈にはならない様な気がするのですが、そのことが1つと、それから議決の部分について、私は何回も一般質問のテープを起し聞いています。それは現町長が農林課長の時に明確に答弁されているのです。

とにかく、こういう状態だから理解して欲しいと言うのは、解ります。しかし、議決をしても、しなくても違法にはならないんだと、土地改良法上の問題だという事です。違法にはならない、私はその事に固執する訳ではないですけれども、でも筋が通るとしたら、やっぱり町民に対しては、こういう事で議会も認めましたよという証が必要じゃないですか。

確かに、私は上流の農家が憎くて言っている訳ではないのです。やっぱりそこに金額にしたら3,391万5,000円上流の農家の負担、あの当時は2,690万円くらいです。これも上がっている訳であります。多分、資材も上がっているからでしょうけれども、そういうふうに変わっていく訳です。当然、時間が経つと、私は10年ぐらい前の議事録をみても、テープを聞いてもらっても解ると思うのですけれども、議決の問題は明確に述べられている。それでは議決というのは、議会の議決ではないんだと、あるいは町長の部下に対して、こうなさいという議決なのか。そういう辺りはどうですか。議決というのは、議会でやる事ではないのかと私は思っていたので、その点について、私の考え方が間違っていれば、間違っていると指摘してください。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時14分)

(再開 午後 3時49分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号第5款農林水産業費の質疑を続行します。

農林課長。

○農林課長（箱石憲博君） 歳入・歳出の違いといいますか、予算の関係でご説明をさせていただきますけれども、その前に再三ご質問があります、いわゆる受益者負担の農家分、町負担分ということで、もう一度御説明をさせていただきたいと思っております。御案内のとおり、今度のかんがい排水事業の実施につきましては、総事業費333億6,983万9,860円で完了を見る予定でございます。この内、いわゆる受益者農家負担分といたしましては、先ほど来、肥培施設のフル整備、小規模、水道のみ、あるいは設

計のみとありますが、総事業費186億2,649万9,860円、この事業費に対し受益者負担5%という事で、9億3,132万5,000円となります。町負担分用水路まとめていますけれども、用水路、排水路、その他という事で、総事業費147億4,334万円、これに対する負担金5%で、7億3,783万7,000円となります。その他事業で8億2,710万円程、事業費が掛かっております。その他の内訳の中に再三言われています、三郎川の水源地対策と致しまして、農家5戸分の肥培施設の事業費6億7,830万円が含まれています。負担金にいたしますと、3,391万5,000円となります。

また、高梨乳業さんにかかる水道施設の引き込みについても、総事業費3億580万3,000円負担金にしますと、1,529万円が含まれております。その他、この事業を進める上でいわゆる農家者負担にそぐわないもの、それが若干ございまして、先ほど申し上げた、その他8億2,710万円の事業費となっております。この事から町は、これを単純に受益者たる農家負担と町が実際に支払うべきものとして、付託分に農家負担分、町負担分というふうに分けてございます。この町負担分7億3,783万7,000円の中には、先ほど来申し上げますように、高梨乳業さんの分、あるいは水資源対策の農家5戸分の負担金、それと事業の施行上農家者負担にそぐわないもの、こういったものが含まれていまして、トータル町の負担分として計上していますのは、7億3,783万7,000円でございます。この数字を基に町は財源として、いわゆる辺地債を使いたいという事で、起債の歳入欄を見ていただければお分かりかと思っておりますけれども、この7億3,783万7,000円の内、いわゆる高梨乳業さんから入ってくる分、それと実は数字が小間く申し上げておりませんが、設計コンサルから入ってくる分90万9,000円が含まれて、これを差し引くと7億2,160万円の起債になります。

先ほど来、申しています3万8,000円は、起債は10万円単位でしか借りられませんので、一般財源の持ち出しと。また、歳入の違いにつきましては、9億3,000何がしの農家負担分に、今申し上げたように、高梨さんが納めていただく1,529万円と設計会社が納める90万9,000円が含まれていますので、その分が農家の受益者負担金より多くなっているという事でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） このお話は、平成16年の当時は石本町長で、農林課長は私でありました。

当時、多くの事を竹内議員と議論させてもらいました。その中で特に多かったのは、今回のやりとりの中でも、若干ありましたけれども、かん排という事業の、農業でいう水源対策と、それから町民が飲む水のライフラインの水源対策、この2つの側面を持って、多くの議論を重ねられました。

そんな中で、私どもは抜本的、そしてまた水の事については、国営的な対策だから是非やらせてくださいという事をお願いしました。最終的には竹内議員が解ったよと言ってくれたと思っていますけれども、その中で、今日まで来ています。当時その中で議決とかありましたけれども、当時はやはり概算でしか出せなかったんですね。規模だとか規格というの、最終的には決まりませんでしたし、結果的に概算で2,800万円出たのが3,000万円になったという事があります。それが今回しっかり確定出来たというのが、今回の数値だというふうに思っています。

それともう1つは、会計上でどうするんだという町長が言っていましたけれども、その時も、やっぱりライフラインの事があったから水道会計でも負担するのかという事があったと思うのです。ライフラインという言い方からすると。農業サイドでは、かん排、肥培施設の水だと言っていますけれども、一方では水道水となったライフラインの形になりますけれども、水道会計そんな議論が重なって、会計上でどっちの会計で出すのかという話になったのかもしれない。結果的に今回提案するのは、一般会計で、営農用水と同じグループです。営農用水も一般会計でやっていますから、営農用水と同じグループで肥培の水も対策をするという事で、一般会計にさせてもらいました。

それから議決の関係でありますけれども、額の確定が出来ていなかったという、当時の話があります。今回かんがい排水事業の受益者負担、それから町負担と分けた事、凄く大きな数字でありますけれども、これが私は議決事項だと思っています。そして最終的には、高梨さん等との関係の調整があって、最初に町負担がいくら、それから受益者負担・農家負担がいくらとなっていては、あくまでも、この負担は受益者負担という事で、町に1枚の紙で負担金の額が来ます。今回も繰り上げ償還するという事になってくると、16億円何がしの紙が1枚来て、それを振り込むという形になります。内訳については、今回、議決をいただいて農家の皆さんから貰ってくる。

それから、また町でしっかり起債を借りる手続きをとらせていただいて、4月以降す

ぐ払っていただくスタイルになると思います。本当に多くの議論を重ねた結果、やっとここまで来て、これから酪農も含めて水源対策も含めて、万全な態勢に近づいたと、繋がったという事で思っているところであります。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第6款商工費の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 1点だけ183ページの観光施設に要する経費の、農村公園トイレ改修工事でございます。これについて工期の話をされたと思うのですが、聞き逃したかも分かりません。工期をまず教えてください。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 工期については、6月の予定をしておりますけれども、現状の中で、今4月に入札を掛けていただきながら、5月・6月の2ヵ月の中で着手、完成を6月末から7月の初めという事で予定をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第7款土木費の質疑を行います。

1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 197ページの公営住宅建替えに要する経費の委託料、要するに寿命を延伸する為に、策定業務という説明ですけれども、具体的にどういう事をなされるのか。

それと、その下の工事請負費、これは多分、来年度茶内にもう1棟同じものが建つのだろうと思います。金額が若干上がっています。300万円位上がっているのですけれども、これは単純に資材高騰による積算の違いなのか。ほかに何か要因があるのかをお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） まず公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料に関してでありますけれども、この内容につきましては、それぞれの住宅の建設からの経過年数や、経年劣化状況等に応じて修繕・改善・建替え等の、長期的維持計画を策定するものであります。

それと工事請負費についてでありますけれども、これについては、この計画が工事の3年目最終年になりますので、排水関係の外構工事が23年度より増えておりますので、その面で工事費が増額になっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 新築工事ですけれども、という事は、その前に今年度までで2棟出来ておりますけれども、そこも含めた外構工事と理解してよろしいでしょうか。その点まず1点。

それと、劣化に伴う調査という事ですけれども、長寿命化を図るとというのは、どの辺で寿命の延伸が図られるのかを分かれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） まず工事請負費についてでございます。敷地全体22・23年度分、それも含んでの排水工事あるいは、さっき言いもしましたけれども、盛土関係、コミセン側の団地の方が低くなっておりますので、それらに対しての、法面整形と張り芝、それらの外構工事の分で増えております。

それと長寿命化計画ですけれども、これについては、建物個々というよりは、建物全体のストックと考えまして、それを改善・修繕等を含めまして長寿命化していくと。それと、今やっております茶内団地の建替え、そういうことも含めまして、町全体として、不足を長寿命化していくというような事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 1点だけお願いします。193ページの町道維持管理に要する経費の工事請負費ですけれども、説明が茶内通学路、暮帰別、新川の前浜というふうに聞いたのですけれども、聞き洩らしたので、この事業をゆっくりと話をさせていただきたい。

それと財源は何を用いるのか。例えば防衛調整交付金を使うだとか、事業調べでは財源が入っていない一般単独みたいな形ですけれども、その辺がどうなっているのか。それぞれに予定工期があれば教えていただきたい。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） ただ今のご質問にお答えいたします。町道の関係でございますけれども、全体で3,000万円、その内訳といたしまして茶内通学路、これは延長が50m、幅が5.5m、全体幅員が7m、片側歩道は2mで、概算工事費を9

00万円と予定しております。

2件目は、暮帰別9号道路、これは延長が76m、総幅員が3m、概算工事費が550万円、それから新川前浜道路、これは排水側溝の整備を考えております。延長的には60mで、概算工事費が300万円、茶内原野西7線道路延長が500m、幅が個別に若干変動がありますので、平均幅で6.65m、これはオーバーレイです。舗装の嵩上げです。それで概算工事費が約900万円、他に霧多布市街2条通り、これもオーバーレイで考えているのですけれども、他で約350万円程というふうに考えております。合計で3,000万円という形で予定をしております。これは全て防衛の交付金等が入っておりませんので、単独費という事でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点お願いします。1点は190～91に掛けて道路橋梁総務費の橋梁台帳を質問させていただきます。橋の事で防災計画等、早急に求められているのですけれども、その中で良く出てくるのが、震度6強の地震の時に耐えられる橋を、というのがありまして、具体的に言えば仲の浜を中心とした琵琶瀬の橋、それから新川の橋、湿原センターの寿磯橋、火散布に掛かっている橋、これらが震度6強に耐えられるかどうかというのが、常に話題になっているのですけれども、現在あるそれらの橋というのは、耐震から言って大丈夫な橋なのかどうか。

それと、そういう話題が出ている時に、防災対策として、これらの橋を変えるというそういう考え方があるのかないのか。それから、これから調べようとしているかどうか。そのところの考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、もう1つは195ページの藻散布4号道路改良舗装工事についてです。これは、前から自分が質問をしていて、土地の問題とか色々あったのですけれども、今年度、改良舗装工事をするという事があって4,500万円が付いたと、いよいよ今年やるのかなと思いますが、どのように、あそこに道が出来るのか。青写真を集落の人方に見せて説明しているかどうか。そういう中で、説明が十分されて、皆さんの賛同が得られたのかどうか。この2点お願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） 橋梁台帳に関連してのご質問だと理解いたします。議員おっしゃった橋は全て道道に掛かる橋でございます。それで道道の耐震と言いますか、

その震度6強という形のもは今、こちらでは資料を持っておりませんので、はっきりした事は言えませんということであります。

それと、藻散布4号道路に関してでございますけれども、全体の延長が340m、幅員は白線の内々で3m、全幅で5m、両側トラフで考えております。これに関しては、昨年の時期は記憶にないのですが、地元での説明会を開きまして、殆どの関係者に出席していただきまして説明をしております。それで計画どおりやってよろしいという形で押さえております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 道道の橋の新川橋、寿磯橋、琵琶瀬橋の関係で、防災の観点から私ども総務課の方で確認しておりますけれども、震度6強の震度には耐えられると聞いております。

ただ、一部新川橋ですとか、霧多布大橋なんかは取り付けてあるのですけれども、いわゆる揺れによって道路と橋の間に、平成15年の十勝沖地震の時も20cmくらいの段差が出来たのですけれども、その段差を解消する為の踏み掛け板という、橋から伸ばした踏み掛け板という表現をしているのですけれども、それは新川橋ですとか霧多布の大橋はついていますが、湿原センターのところの寿磯橋が実は付いておりません。

それで平成15年には段差になったのですけれども、その辺につきましては、今北海道の方で、24年度の予算にもられたかどうかは確認していませんけれども、大急ぎで調査設計掛けると、そして出来れば、その踏み掛け板を設置して、段差が出来ないようにしたいというお話までは伺っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 担当者の方では、これは道々なのでという事がありましたけれども、浜中町の問題ですから、道のものであれば安心出来るように、道に要望して、新川橋や大橋は踏み掛け板というのが付いているけれども、他の方もまた要望するというのは引き続きやって、防災計画になった時に、橋の問題が出た時に、橋は大丈夫だと町の方から言えるような、そういう体制は作ってもらいたいと思います。これは特に答弁はいりません。

それからもう一つ、藻散布4号道路ですけれども、殆どの方が出席して参加されたという事ですが、道路を作る時に、昆布等が始まると大変ですよね。6月中旬から10月の10日くらいまで、その辺の所は外して、工事をする事になったのか。

それから、冬になるとあそこは狭いから、除雪も大変なので、雪が降る前に工事が完了出来るような、そういう事が良いのかなと思うのですけれども、その点について、工期はどんなふうを考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） 議員仰せのように周りは干場でございますので、昆布時期の工事は避けようと考えております。工期の設定ですけれども、やはり10月の初旬まで掛かるという事ですけれども、考えとしましては、9月末の入札、それで雪の関係もでございます。若干、今回は延長的に長いのですけれども、やはり、雪が根雪にならないように舗装という形で、1月程度と今年と同じですけれども、そういう形で工期を設定したいと考えております。

工期に関しましては、出来るだけ早く発注したいというふうには考えておりますけれども、それも昆布の関係等考えまして、個別に何月というのは、今のところ、これから積算等考えていますので、出来ないのですけれども、予想で申しますと茶内通学路、これは5月程度の発注、それと暮帰別9号、新川前浜、西7線もですけれども、昆布等は関係ありません。

ただ、出来るだけ早期発注に努めたいと考えておりますので、御理解願いたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 195ページの町道整備委託料町道用地確定業務ですね。

140m説明では火散布、丸山道路という事になりますけれども、この場所を確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） この用地確定に関しましては、昨年、丸山散布の道路改良工事を行いまして、その用地が、まだ未確定だったものですから、あそこは田中さん倉田さん、大蔵省の土地等々がありまして、その確定作業、そして分筆して町になっていないものですから、その為の測量ということであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に第8款消防費の質疑を行います。

4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 防災対策に要する経費の備品購入費の中で、色々と聞いたのですが、消防費の中で聞きたいと思います。ストーブとか発電機等、色々と備品を買うという事ではございましたけれども、その中で何々があるか、全部聞きたいと思いません。

その他に、何処の避難場所に、そういう発電機等設置するのか。また、避難所に色々な備品等置いていると思えますけれども、今回不足になった所もあると思えます。そういった事で、補給して備蓄をしているのか。そこを全部聞きたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 主な備品につきましては、食料を中心に、今まで備蓄をしております、例えば、昨年の大震災3月11日以前は、色々なアルファ米ですとか、乾パン、ビスケットですとか9,000食程、備蓄しております、3月11日には約3,500食使っております。

それで今回、昨年の補正で追加しておりますけれども、今現在、食料を全部合計しますと、8,820食、ゆうゆ、文化センター、総合体育館、霧多布高校、散布小・中、茶内支所、浜中支所、浜中消防署、散布保育所、貫人会館に分散しながら保存しております、平成24年度、この度の予算化におきまして3,230食程用意して、合計で1万2,000食が一次的には保管になります。

ただ、これは殆どの物は5年の賞味期限といいますか、保存期限は5年ですので、順次入替て置きますので、今年度買った時点では1万2,000食になりますけれども、切替の部分が多分出てきますので、若干、減るかと思えます。その他に、水それも5年保存水、2リットルのペットボトルに入っている水が600本ですとか、その他、今までは土嚢袋ですとか、それからトイレの関係が、阪神大震災の時に非常に問題になったという事で、水洗トイレが使えなくなった時に、簡易トイレというのですか、段ボール箱の中にビニールの袋を入れて、その中に用を足して消臭剤とかを入れて、別な所に処分するというような、トイレ関係も用意しておりますけれども、給水車から貰う時の給水袋というのですか、それも以前からは400枚ほど、それから水道課でも用意しております、例えば、給水車から入れ物が無い時に、配布するような給水袋だとか、懐中電灯、トランシーバー、拡声器、土俵袋、それから先ほど言った簡易トイレの屋外で使う時に、それを覆うようなテント、それらも用意しております、今回予算では、食料

が主になりますけれども、その他に、発電機用にガソリンを入れておくタンクですとか、それから怪我等の対応をする為に、救急箱というのですか、それを各地域に配布出来るようにと思ひまして、救急箱は50人用5セット、20人用を4セットで、9セットを新たに追加したいと考えております。

それから、前からボックストイレも用意していたのですが、それらもプラスアルファしたいと考えております。あちこちに分散配置は、ある程度しているのですけれども、それらも更に、今まで中心的にゆうゆ、それから支所、主な学校という形で、備蓄はある程度分散はしていたのですけれども、今後も更に避難施設になります、公の集会施設ですとか、学校に更に細かく分散配置していくように考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 今主に食料という事でございましたけれども、発電機やストーブは何台という話は聞けなかったのですけれども、避難施設を述べられたのですけれども、その中に姉別改善センターは入っていないんですね。これは奔幌戸地区の方々、今回の災害で避難場所があったけれども、避難所が無かったという事で、大変な思いをしたという事を聞いて、自治会どうして、これは姉別に是非来て下さいと、姉別改善センターを避難所として、お願いしているはずですがけれども、ここに備蓄品が何もないという事で、毛布とかはどのようなになっているのか。

今後やはり、そういう事を、きちんとやっていただきたいと思ひます。姉別の方も、それから毛布などもどのようなになっているのか、人数分、大体間に合うだけの確保があるのかどうか。その辺ちょっと聞きたいのでお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 毛布もやはり大事で、元から用意してありまして、今、全部あちこち分散備蓄しているのですけれども、今現在、保管しているのが1,080枚で、ただ、人数分ということになりますと、例えば、海岸線全体で考えますと、約3,500人おりますので、海岸線分を、全て1人1枚間に合うというような状況ではありませんので、この辺につきましても、増やして行かなければならないと考えております。

それと、もう一つ奔幌戸地区地域の方が、避難所として姉別改善センターを利用するというお話、地域の方からお聞きしておりましたし、その為には、毛布や食料だとか、備蓄用品を用意していただきたいというお話を伺っておりますので、それは今後、購入

した中や、今ある分散備蓄の中で、きちんと対応したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 姉別の方もやるという事で、なるべく早急をお願いしたいと思っています。

この防災対策は、やはり住民と一緒にやっていかななくてはならないという事に思います。そういった事で、いち早くやっていただきたいと、予算を組んでいただいて、町でも色々と反省する点はあるのではないかと思います。そういった事で色々あるかと思いますが、早急をお願いしたいと思っています。早急をお願いするという事は、今来るかも知れない災害でございますので、やはり動かない事には、何も出来ないもので、よろしくをお願いしたいと思っています。何かあればお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 備蓄用品、それから避難施設に関わらず、災害対策につきましては、今回特別委員会も設置したという事で、早急に対応して参りたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは199ページ防災会議委員に要する経費、報酬8,000円が計上されておりますけれども、これはいつ起こるか分からない災害でございます。そしてまた今後、特別委員会で審議をして行きますけれども、今から準備をしておくべきという事で質問をさせていただきます。

まず、この防災会議は災害対策基本法に則って、組織を定めて町もいると思います。まず構成員の内訳、あと人数、そして、これは特に地域防災計画を作成し、その実施を推進するという事で、防災計画の見直しをしようとしておりますけれども、過去にどのくらい開催して、23年度においては、何回開催したのか。まず、その点質問をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 防災会議委員の関係につきましては、人数につきましては15人です。構成員の内容ですけれども、釧路開発建設部の次長さん、釧路海上保安部、陸上自衛隊の第5旅団、釧路総合振興局の地域政策部、釧路総合振興局釧路建設管理部、旧土現です。それから、釧路総合振興局の保健環境部、厚岸警察署、厚岸警察署の霧多

布駐在所、教育委員会、教育長さんに出てもらっています。それから浜中消防団の団長さん、釧路東部消防組合の消防長さん、JR 花咲線の花咲運輸営業所さん、東日本電信電話株式会社、釧路医師会という事で、町長含めて15人という事になります。

それで、この防災会議の役割として、浜中町地域防災計画を策定するという事になっておまして、この為に年1回、今回24年度は、1回の予算要求でございますけれども、平成23年度においても1回要求していたのですけれども、地域防災計画の見直し、修正が出来ていませんので、23年度につきましては開催しておりません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 了解しました。もう1点問題にするものは、その防災計画を立てますが、その中に女性の構成員が居ないという事でございます。

ですから、やはり女性の意見を聞く場もないし、また、今4番議員の質問で、避難所において、そういう子育てに合う備品とか、女性が必要と思われる備品とか、そういうのは、一切避難所には備蓄されていないという事ですね。各162自治体に調べたのですけれども、女性が0という自治体が44%、意見を聞いていないというのが55.4%、避難所の整備・運営は女性の視点や子育てニーズに反映しておりますか、という質問をしたところ、47%の自治体がしていないという、アンケートの中での結果でございます。

今後、災害基本法に則っての説明でありますけれども、国においても、災害基本法を改正するとこのように言っています。国においては、今回の防災会議において、3割の女性が構成員となったそうでございます。そういう意味で、今後国においても、地方自治体において何名か、女性の意見を聞く、そういう構成員を補正しなさいと多分通達がきます。今後そういう事になりましたら、しっかりと防災会議構成員を我が町としても、取り組んでいてもらいたいと、このように思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 防災会議の委員につきましては、議員おっしゃるとおり、防災基本計画に基づきまして、それぞれ構成員の選出が、例えば指定地方行政機関の職員ですとか、北海道の知事部局の職員ですとか、警察の職員という形での委嘱を申し上げているところでございます。

今、お話のありました女性の意見、確かに避難所の運営にしても、必要な事と考えておりますので、防災会議の15人だけでやるとは限らず、オブザーバー的に、色んな団体の方も入れて会議をする事には、全然問題はなくなっておりますので、女性の登用につきましては、検討していきたいと思えますし、通達等がありましたら、その通達に沿った形で、進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） どうか通達がなくても、オブザーバーの中でたくさんの女性の意見を聞く場を設けていってもらいたいなど。そういう意味では、備品購入、今回計上されておりますけれども、早急に補正なりで結構でございますけれども、子供のミルクなり、紙おむつなり、女性用の備品なり、高齢者用の必要備品なりを、これもある程度の大きな避難所に設置していただきたいなど、このように思う訳でございます。

また情報ですけれども、簡易トイレを用意しているという事でございますけれども、今年で下水道は、24年度で終わりますけれども、沢山の方が来てトイレが溢れ出て衛生上大変だという、今回の東日本の避難所であったそうでございます。浜中は該当するかどうか、分かりませんが、マンホールトイレというのがあります。それは下水管を、要するに避難所の屋外に設置して、多くの方が避難してトイレが間に合わないという時には、そこに簡易トイレをマンホールの上に設置して、そして即それを下水道に流すという、本当に緊急を要する方法もありますので、浜中町は、どうかは分かりませんが、情報としてマンホールトイレという方法もありますので、付け加えておきます。

また、この発電機ですね。今年度、我が町内会においても企業と提携を、今予定しておりますけれども、ライフラインが切断した時に、やはり一番冬の期間で必要なのは電気ですよね。発電機が必要になるのです。この発電機を即供給出来るように企業との提携も必要ではないかと、このように思う訳でございます。

ですから、我が町内会において改善センター、今年1時間ほど停電になったんです。しかし家庭用の発電機を持ってきても電気が起きなかつたので、1時間半ほど寒い思いをした事があります。避難所において、電気が停電だという場合には、この発電機の供給が本当に大事だと。ストーブも燃えないし、温かければ少々食料が無くても、やはり我慢が出来るのですけれども、そういう意味で、この発電機をうちの町内会においては、3機ありますので、何か停電した時には発電機を、そしてストーブを焚いてもらう、電

気を少しでも明るくしてもらおうというという事で協定を結ぼうと、今計画をしております。町においても、各企業にそのようにお願いをして、発電機の供給もどうかと思えますけれども、その点、先ほどの備品購入と合わせて、今の件について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） ただ今お話しいただきました、お年寄り子供、それから身体の不自由な方、女性の方、そういった方々の生活必需品といたしますか、それらの洗い出しですとか、それからお話にありましたマンホールトイレ、先程簡易トイレというお話をした中で、マンホールに穴をあけて、そのままする訳にも行かないので、そこを覆うような、イメージとしてはチカ釣りのテントのような物も10張り用意しておりますので、そういう利用の仕方も出来るかと思えます。

当然、この冬場のストーブを焚くための電気を使わないストーブですとか、昔のポット式というのですか、そういうストーブですとか、電気を使う場合の発電機ですとか、そういった色々な課題がたくさん見えております。それにつきましても、今、地域防災計画の見直しの中で、その備蓄するもの、それから分散する場所、それから避難施設等、色々なあらゆる部分で検討・見直しを、そういう形で進めて行きますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第9款教育費の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 1点だけお願いします。207ページ、19節負担金補助及び交付金閉校事業補助にかかわって、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

24年度は、榊町小学校が、長い歴史を閉じる事になり誠に残念でございます。去年は西円朱別小学校、姉別小学校、琵琶瀬小学校の3校が閉校をしております。そのうち使途が決まっているようなのは、西円朱別小学校のみで、この場合は、特定非営利活動法人NPOえんの森が使用するという事になっているようでございます。その他の校舎の利用は、どのようになっているのでしょうか。教育行政執行方針の11ページに、浜中町廃校施設利活用検討委員会において、議論を進めるこういう記述がございます。その構成員と構成委員、支障がなければお知らせください。地元の関係者も、その構成員

の中に入るのかどうか。

それと併せて、教員住宅の活用も含めて、教員住宅についてはどうするのか。琵琶瀬の保育所が今回閉じるという事で、その財産については、普通財産に所管換えをして、町内の企業・団体・個人が利用するという場合については、その対応を考えるというようなお答えをいただきました。こちらの場合は、どういうふうになるのか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 7番議員さんの質問にお答えいたします。

まず1点目、閉校後の3校の教員住宅の活用につきましては、基本的には統合先となる学校の通学区域の中になりますので、統合先の教員住宅と基本的にはなります。ただ、建築の年数が経過し、傷みの著しいものにつきましては、支障に耐えないものとなるので普通財産に戻して、教育財産からの所管換えを考えております。

また、3校の閉校後の利活用につきまして、御質問がありましたけれども、今西円朱別小学校につきましては、NPO法人えんの森との協議の初期の段階であります。2校の琵琶瀬小学校、姉別小学校の利活用につきましては、執行方針の中にも書かれたとおり、利活用を検討委員会の中で検討しながら、今後の在り方を検討していくつもりでございますけれども、委員構成につきましては、議員おっしゃるとおり、地元の委員とかは入っておりません。役場庁舎内の役場組織の係長以上15名の委員で、委員会を構成しています。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。どうぞ。

○管理課長（工藤吉治君） 3校閉校になる事に当りまして、昨年12月に、この3校の利活用の事について検討委員会の会議を開きまして、1回目の検討を開いておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 閉校後の教員住宅について先にお答えがありました。統合先の教員の住宅に充てるということが、まず先決で、その後に建築で対応年数等が切れている老朽化したものについては、教育財産から普通財産に切りかえるという事で、用途廃止をするというような事になると思います。そんな事でお伺いをしました。

それから、西円朱別小学校については、初期の段階だと、他については検討委員会

検討すると。検討委員会は、庁舎内の職員で構成する15名というふうに聞きましたけれども、既に12月の段階で1回目の検討会が開かれていると、どういう内容の検討がされたのか。ここには、地元の意向というのは、やっぱり入るべきだと思うのですけれども、地元の方の考え方を拾うというのは、どういう場面で拾う予定ですか。

それと併せて、先ほど聞き洩らしましたけれども、今回の閉校事業補助の80万円、これの中身についても教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 12月に開催いたしました、閉校利活用検討委員会の内容につきましては、3校が閉校になるという事で、その利活用をどのような形で進めて良いのか検討をいただいております。具体的な内容につきましては、道の駅等の意見が出ていますけれども、この方向で行った方が良いという決定的な意見については、方向性が定まっております。

今後、地元の意向についてという事で、ご質問がありましたけれども、方向性につきましては、地元の意向も十分に加味しながら、また地元の自治会長を含めての話し合いを持っていきたいと考えております。

最後の方の予算の関係で質問がありましたけれども、今回の80万円の予算につきましては、閉校にかかわる補助金30万円、また榊町小学校に指定寄附が50万円、昨年ありました。この50万円を活用しまして、榊町小学校の閉校記念碑を造る予算50万円の計80万円で予算計上しておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 校舎の利活用を検討したという事で、具体的には道の駅とかというお話であります。西円朱別小学校については、NPO法人が正式ではないけれども、そちらの方向、これから琵琶瀬小学校、姉別小学校は、まだ検討が進んでいないというふうに思っていて良いのかなと思っています。これは早急に検討しなければ、奔幌戸小学校のように何も使われないで、長年放置されて傷んでしまうという結果になりますから、出来るだけ早く、町内の中で、勿論検討されるのでしろうし、それで地元の意向もきちんと聞くと。地元の意向も聞いた上で、その案がなければ、町民全部に公募するか、あるいはネットを通じて、こんな事に使ったらどうだというお話、校舎自体を利用したいという人も出てくる可能性もあります。是非、進めていただきたいと思いますが、そんな考え方をお持ちであるのかどうか。その辺だけお答えください。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） ただいまのご質問にお答えいたします。浜中町廃校施設利活用検討委員会設置要綱という要綱がありまして、その構成メンバーに副町長、それから私以下、所管の管理課長、管理課主幹、あとは各部署の係長を一応配置しております。

このメンバーで、シンクタンク的に何か良いアイデアがないかという事で、昨年12月の末に、先ほどの3校の他にも奔幌戸、貫人、第三の6校、榊町がその後1校加わって7校にもなります。これは喫緊の課題で、早急に利活用についても検討しなければならないと、議員さんおっしゃるとおり地域の声も聞くべきだという、確かに構成メンバーの中にも、そういう意見がありました。

ただ、この利活用検討委員会の要綱で、まず、このメンバーで色んな情報を集めようと、それで地域にかかわりを持つ、あるいは職制の中で、どういったアイデアがあるかという、それを多方面に色んなアイデアを出して、そして情報を集めようと。それにこの15人のメンバーがしっかり関わってやっていこうという事で、今やっています。

ですから改めて、地域からメンバーを招集して意見をいただくだとか、そういった事は考えておりません。今、この15人のメンバーで何とか色んな情報をアンテナを張り巡らせて、とにかく情報を集めよと。そして年度新しくなりましたら、また再度、この関係について、もう一度検討委員会を持ちたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） 諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後 5時11分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員